

平成 24 年度

年 次 報 告

原子力規制委員会

本報告書は、原子力規制委員会設置法（平成 24 年法律第 47 号）第 24 条の規定に基づき、原子力規制委員会の所掌事務の処理状況を国会に報告するものである。

# 平成 24 年度 原子力規制委員会 年次報告

## 目 次

第 1 章	原子力規制委員会の発足	1
第 1 節	東京電力福島原子力発電所事故の教訓	1
第 2 節	原子力規制委員会の発足の経緯・趣旨	2
第 2 章	原子力規制委員会の概要	3
第 1 節	原子力規制委員会の業務の基本方針、業務計画及び評価	3
第 2 節	組織・予算	5
第 3 章	原子力規制委員会の活動状況	8
第 1 節	原子力規制委員会の開催実績	8
第 2 節	原子力規制委員会に設けられた検討チーム等の活動	14
第 4 章	原子力施設の安全確保に向けた取組	19
第 1 節	東京電力福島第一原子力発電所の安全確保に向けた取組	19
第 2 節	規制基準等の見直し	24
第 3 節	敷地内破砕帯の調査	28
第 4 節	審査・検査等の状況	30
第 5 節	事故・故障等	33
第 6 節	主な原子力施設の状況	36
第 7 節	原子力安全研究の推進等	43
第 5 章	危機管理体制の整備及び事故時の影響緩和のための取組	44
第 1 節	原子力災害対策の体制整備	44
第 2 節	緊急時対応への取組状況	48
第 3 節	環境モニタリング	49
第 4 節	核物質防護対策の取組状況	50
第 6 章	原子力規制行政に対する信頼の確保に向けた取組	51
第 1 節	透明性・中立性の確保	51
第 2 節	人材の確保・専門性の向上等	54
第 3 節	国際機関及び諸外国との連携・協力	56
第 4 節	原子力施設安全情報に係る申告制度	59
付章	平成 25 年度当初の主な取組	60
第 1 節	組織の拡充	60
第 2 節	東京電力福島第一原子力発電所における事故・トラブルへの対応等	62
第 3 節	規制制度の見直し等の状況	64
参考資料	審議会・検討チーム等名簿	67



## 第1章 原子力規制委員会の発足

### 第1節 東京電力福島原子力発電所事故の教訓

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とこれに伴う津波によって、東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「東京電力福島第一原子力発電所」という。）及び福島第二原子力発電所が損傷し、特に東京電力福島第一原子力発電所では、国際原子力・放射線事象評価尺度（INES<sup>1</sup>）レベル7の極めて深刻な重大事故が発生した。この事故により大量の放射性物質が環境中に放出されたことにより、発電所周辺の多くの住民が長期間にわたる避難生活を余儀なくされ、避難に伴う震災関連死の問題も生じたこと、復旧に長期間を要すること、放射性物質による汚染のおそれ起因して住民の健康上の不安が生じていること等、国民生活に極めて広範かつ深刻な影響を及ぼす事態となった。

事故の原因として、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（以下「国会事故調査委員会」という。）報告書においては、地震・津波による直接的な原因のほか、東京電力の組織的な問題に加え、総理大臣官邸（以下「官邸」という。）及び規制当局を含めた危機管理体制が機能しなかったこと等を挙げている。特に、規制当局については、「原子力の安全に対する監視・監督機能を果たせなかった。専門性の欠如等の理由から規制当局が事業者の虜（とりこ）となり、規制の先送りや事業者の自主対応を許すことで、事業者の利益を図り、同時に自らは直接的責任を回避してきた。規制当局の、推進官庁、事業者からの独立性は形骸化しており、その能力においても専門性においても、また安全への徹底的なこだわりという点においても、国民の安全を守るには程遠いレベルだった。」と厳しく指摘している。

---

<sup>1</sup> International Nuclear and Radiological Event Scale

## 第2節 原子力規制委員会の発足の経緯・趣旨

こうした事故の教訓を踏まえ、政府は、平成 23 年 8 月 15 日、「原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針」を決定し、新たな原子力規制組織を設立するための法案の準備を開始した。平成 24 年 1 月 31 日、環境省の外局として原子力規制庁を設けること等を内容とする「原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案」等が閣議決定され、国会へ提出された。国会での審議の結果、政府提出法案は撤回することとし、いわゆる「3 条委員会<sup>2</sup>」として極めて独立性の高い機関である原子力規制委員会を設け、その事務局として原子力規制庁を置くこと等を内容とする「原子力規制委員会設置法案」が議員立法として提出され、同法が 6 月 20 日に成立し、6 月 27 日に公布された（平成 24 年法律第 47 号）。

原子力規制委員会は、一つの行政組織が原子力利用の「推進」と「規制」の両方の機能を担うことにより生じる問題を解消するため、「推進」と「規制」を分離し、環境省の外局として設置された。また、専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使するため、「3 条委員会」として位置づけられた。さらに、縦割り行政の弊害を除去するため、これまで関係行政機関が担っていた原子力の規制、核セキュリティ、国際約束に基づく保障措置、放射線モニタリング及び放射性同位元素の使用等の規制を一元的に担うこととなった（表 2 参照）。

また、原子力規制委員会設置法の附則により、原子力防災体制や原子力安全規制の強化のため、原子力基本法（昭和 30 年法律第 186 号）、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）等の関連法律が改正された。

平成 24 年 9 月 19 日、内閣総理大臣より、原子力規制委員会委員長として田中俊一、同委員として、島崎邦彦、更田豊志、中村佳代子、大島賢三の 4 名が任命され（平成 25 年 2 月 15 日に国会の事後同意を得る。）、原子力規制委員会が発足した。

---

<sup>2</sup> 国家行政組織法第 3 条第 2 項に規定される委員会で、上級機関（例えば、設置される府省の大臣）からの指揮監督を受けず、独立して権限を行使することが保障されている合議制の機関。

## 第2章 原子力規制委員会の概要

### 第1節 原子力規制委員会の業務の基本方針、業務計画及び評価

原子力規制委員会は、平成 25 年 1 月 9 日の平成 24 年度第 22 回原子力規制委員会において、組織理念について議論し、「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること」を、組織の使命として決定した。この使命を果たすため、独立性、実効性、透明性、専門性、即応性に関する 5 つの活動原則を掲げた（表 1）。

表 1 原子力規制委員会の組織理念

原子力規制委員会は、2011 年 3 月 11 日に発生した東京電力福島原子力発電所事故の教訓に学び、二度とこのような事故を起こさないために、そして、我が国の原子力規制組織に対する国内外の信頼回復を図り、国民の安全を最優先に、原子力の安全管理を立て直し、真の安全文化を確立すべく、設置された。

原子力にかかわる者はすべからく高い倫理観を持ち、常に世界最高水準の安全を目指さなければならない。

我々は、これを自覚し、たゆまず努力することを誓う。

#### 使命

原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ることが原子力規制委員会の使命である。

#### 活動原則

原子力規制委員会は、事務局である原子力規制庁とともに、その使命を果たすため、以下の原則に沿って、職務を遂行する。

- (1) 独立した意思決定  
何ものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う。
- (2) 実効ある行動  
形式主義を排し、現場を重視する姿勢を貫き、真に実効ある規制を追求する。
- (3) 透明で開かれた組織  
意思決定のプロセスを含め、規制にかかわる情報の開示を徹底する。また、国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める。
- (4) 向上心と責任感  
常に最新の知見に学び、自らを磨くことに努め、倫理観、使命感、誇りを持って職務を遂行する。
- (5) 緊急時即応  
いかなる事態にも、組織的かつ即座に対応する。また、そのための体制を平時から整える。

また、同日、政策評価基本計画を策定するとともに、(1) 原子力・放射線施設の安全確保、(2) 危機管理体制の整備及び事故時の影響緩和、(3) 原子力規制行政に対する信頼の確保を、上記の使命を達成するための具体的な施策目標とする政策体系を決定した。これに基づき、今後、毎年度、政策評価を実施し、PDCA サイクル（生産・品質等の管理を円滑に進めるための業務管理手法）を通じて業務の改善策の検討や新たな政策の企画立案に反映することとし、平成 25 年 3 月 27 日には、平成 25 年度事後評価実施計画を決定した。また、評価の実施に当たっては、政策評価懇談会において外部有識者の意見を聴くこととした。



## 第2節 組織・予算

### 1. 原子力規制委員会の所掌事務

原子力規制委員会は、これまで関係行政機関が担っていた原子力の規制、核セキュリティ、国際約束に基づく保障措置、放射線モニタリング及び放射性同位元素の使用等の規制を一元的に担う組織として設置されている。また、原子力基本法及び原子力災害対策特別措置法の規定に基づき、原子力災害対策指針の策定等、原子力防災に関する技術的・専門的立場からの事務も担う。(表2)

表2 原子力規制委員会の主な所掌事務

(1) 原子力利用における安全の確保（原子力に係る事業・施設、核燃料物質等の使用等に関する規制）
(2) 核物質防護（核セキュリティ）に関する規制、関係省庁の事務の調整
(3) 放射線モニタリングに関する関係省庁の事務の調整
(4) 原子力利用における安全の確保に関する人材育成
(5) 原子炉の運転等に起因する事故やその被害の原因究明
(6) 原子力災害対策指針の策定等
(7) 国際約束に基づく保障措置に関する規制
(8) 放射線による障害の防止（放射性同位元素等の規制）
(9) 放射線モニタリングの実施

※(7)～(9)の事務は平成25年4月から所掌する。

### 2. 委員長・委員

原子力規制委員会は、委員長及び4人の委員から構成される(表3)。

表3 委員長・委員の任期及び主な担当事務等(平成25年3月31日現在)

		任期	主な担当
委員長	田中 俊一	5年	会務の総理
委員(委員長代理)	島崎 邦彦	2年	地震・津波等への対策
委員	更田 豊志	3年	原子炉等の施設の対策
委員	中村 佳代子	3年	放射線防護、原子力災害対策
委員	大島 賢三	2年	国際連携、核セキュリティ、国際約束に基づく保障措置※

※ 平成25年4月から所掌

### 3. 原子力規制庁

原子力規制委員会の事務局機能は原子力規制庁が担う。平成25年3月31日現在の定員は473名、組織は図1のとおりである。また、平成24年度予算(補正後)は37,755百万円であり、内訳は表4のとおりである。(なお、内閣府に

において、別途、原子力防災関連予算 21,842 百万円（補正後）が計上されている。）

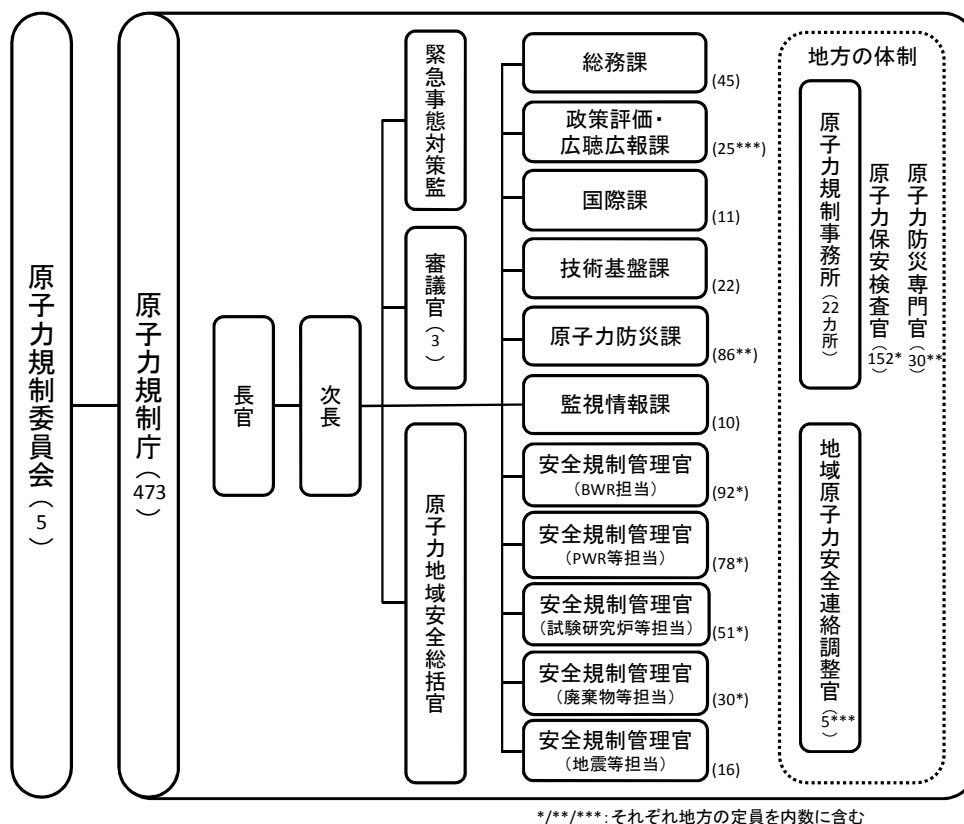


図 1 原子力規制委員会の組織及び定員（平成 25 年 3 月 31 日現在）

表 4 原子力規制委員会の平成 24 年度予算（補正後）の内訳

（百万円）

	平成 24 年度 予算額（補正後）
一般会計	2,578
エネルギー対策特別会計	32,727
東日本大震災復興特別会計	2,450
合 計	37,755

#### 4. 関係独立行政法人

原子力規制委員会は、独立行政法人原子力安全基盤機構（次章以降、「原子力安全基盤機構」という。）の業務の全部並びに独立行政法人放射線医学総合研究所（次章以降、「放射線医学総合研究所」という。）及び独立行政法人日本原子力研究開発機構（次章以降、「日本原子力研究開発機構」という。）の業務の一部を所管している（ただし、独立行政法人日本原子力研究開発機構については

平成 25 年 4 月から所管)。

○ **独立行政法人原子力安全基盤機構**

原子力施設に関する検査、原子力施設の設計に関する安全性の解析・評価、原子力災害の予防・拡大防止・復旧等に関する業務を担う。

○ **独立行政法人放射線医学総合研究所**

業務のうち、放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防・診断・治療に関するものについて、文部科学省と共管。

○ **独立行政法人日本原子力研究開発機構**

業務のうち、原子力の安全の確保に関するものについて、文部科学省及び経済産業省と共管。

## 第3章 原子力規制委員会の活動状況

### 第1節 原子力規制委員会の開催実績

原子力規制委員会は、原則として会議を公開で行う方針の下、平成24年9月19日の発足以降、平成25年3月31日までに35回（定例会議26回、臨時会議9回）の会議を開催し、200件の委員会決定を行った。主な審議等事項及び委員会決定は、表5及び表6のとおりである。（なお、以下、定例会議及び臨時会議を「委員会」と記述する。）

表5 原子力規制委員会における主な審議等事項  
(平成24年9月19日～平成25年3月31日)

回	月日	主な審議等事項
平成24年		
1	9. 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議事運営要領等内規類の策定</li> <li>・新組織の発足にあたって</li> </ul>
2	9. 26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害対策指針の策定に向けた検討の進め方</li> <li>・大飯発電所の敷地内破砕帯の調査に係る基本的方針</li> <li>・東京電力福島第一原子力発電所第3号機使用済燃料プール内の鉄骨滑落事象の対応方針</li> </ul>
3	10. 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害対策指針のたたき台</li> <li>・特定原子力施設の指定等に関する検討の進め方</li> <li>・環境モニタリング結果の評価について</li> </ul>
4	10. 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シビアアクシデント対策規制を含む基準等の検討の進め方</li> <li>・特定原子力施設に係る「措置を講ずべき事項」の検討方針</li> <li>・東京電力福島第一原子力発電所第3号機使用済燃料プールへの鉄骨落下事象の評価</li> <li>・電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について</li> </ul>
5	10. 17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内破砕帯の評価に関する有識者会合の立上げ</li> <li>・特定原子力施設への指定に際し東京電力福島第一原子力発電所に対して求める「措置を講ずべき事項」の検討等について</li> <li>・東京電力福島第一原子力発電所第3号機タービン建屋における放射性物質を含む水の漏えいに対する対応</li> <li>・原子力災害対策指針に関する自治体（福島県）からの意見聴取</li> </ul>

回	月日	主な審議等事項
6	10. 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新安全基準（シビアアクシデント対策規制を含む）に関する検討チームの立上げ</li> <li>・原子力災害対策指針に関する原子力発電関係団体協議会及び全国原子力発電所所在市町村協議会からの意見聴取</li> <li>・緊急事態応急対策委員の任命</li> <li>・柏崎刈羽原子力発電所第5号機の燃料集合体ウォータ・ロッドの曲がりについて</li> </ul>
7	10. 24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな原子力安全規制制度の整備に向けた検討の進め方</li> <li>・原子力災害対策指針（素案）</li> <li>・放射性物質の拡散シミュレーションの試算結果</li> <li>・地震・津波関係設計基準の策定に向けた検討の進め方</li> </ul>
8	10. 31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害対策指針の策定</li> <li>・拡散シミュレーション試算結果の訂正</li> </ul>
9	11. 7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震・津波に関わる新安全設計基準に関する検討チームの立上げ</li> <li>・特定原子力施設の指定及び「措置を講ずべき事項」について</li> <li>・新たな原子力安全規制制度の整備に向けた検討チームの立上げ</li> <li>・東京電力福島第一原子力発電所事故による住民の健康管理のあり方に関する検討の進め方</li> <li>・放射線審議会委員の任命に当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について</li> <li>・緊急被ばく医療に関する検討チームの立上げ</li> <li>・原子力規制委員会設置法の一部の施行期日を定める政令案</li> <li>・福島第二原子力発電所に係る冷温停止維持のための復旧計画に基づく復旧の進捗状況について</li> <li>・特定原子力施設実施計画認可前の東京電力福島第一原子力発電所の施設運営計画に係る当面の取扱い</li> </ul>
10	11. 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・核物質防護規定の変更認可に係る治安機関への意見照会</li> </ul>
11	11. 14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合の立上げ</li> <li>・原子力災害事前対策等に関する検討チームの立上げ</li> <li>・政策評価及び独立行政法人の評価に関する制度について</li> </ul>
12	11. 20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東北電力東通原子力発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合の立上げ</li> <li>・東京電力福島第一原子力発電所事故による住民の健康管理のあり方に関する検討チームの立上げ</li> <li>・東京電力福島第一原子力発電所第3号機使用済燃料プールへの鉄骨落下事象に係る追加報告の評価</li> </ul>
13	11. 21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有識者と原子力規制委員会との意見交換</li> </ul>
14	11. 28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定原子力施設監視・評価検討会の立上げ</li> <li>・東京電力における保安規定違反に係る根本原因分析に関する報告に対する評価</li> <li>・柏崎刈羽原子力発電所第5号機の燃料集合体ウォータ・ロッドの曲がりについて</li> <li>・東京電力福島第一原子力発電所第二セシウム吸着装置（サリー）ベントラインからの漏えい対策に対する評価</li> </ul>

回	月日	主な審議等事項
15	12. 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時モニタリングの在り方に関する検討チームの立上げ</li> <li>・もんじゅにおける点検間隔等の変更に係る保守管理上の不備について</li> </ul>
16	12. 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・もんじゅにおける保安規定遵守義務違反について</li> <li>・原子力災害対策指針の補足参考資料について</li> </ul>
17	12. 13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性物質の拡散シミュレーションの試算結果の訂正及び原因究明・再発防止策等について</li> </ul>
18	12. 14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際アドバイザーと原子力規制委員会との意見交換</li> </ul>
19	12. 18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・核物質防護規定の変更の認可</li> </ul>
20	12. 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浜岡原子力発電所 5 号機における海水流入事象に関する監視・評価検討会の立上げ</li> <li>・核セキュリティに関する検討会の立上げ</li> <li>・東京電力福島第一原子力発電所の施設運営計画の変更に関する評価</li> <li>・柏崎刈羽原子力発電所第 5 号機の燃料集合体ウォータ・ロッドの曲がりに係る点検状況</li> </ul>
21	12. 26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島第二原子力発電所「原子力事業者防災業務計画に基づく復旧計画書に係る実施状況」の確認結果</li> </ul>
平成 25 年		
22	1. 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制委員会の組織理念</li> <li>・政策評価基本計画及び政策体系の策定</li> <li>・原子力災害対策特別措置法施行令の一部改正について</li> <li>・東京電力福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令案</li> </ul>
23	1. 16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京電力福島第一原子力発電所第 3 号機タービン建屋内における放射性物質を含む水の漏えいに係る対応の評価</li> <li>・柏崎刈羽原子力発電所第 5 号機の燃料集合体ウォータ・ロッドの曲がりに係る対応状況</li> </ul>
24	1. 23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高経年化対策制度の取扱い</li> <li>・東京電力福島第一原子力発電所の施設運営計画の変更に関する評価</li> </ul>
25	1. 30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害対策指針（改定原案）</li> </ul>
26	2. 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・核物質防護規定の変更認可申請の認可に係る治安機関への意見照会</li> </ul>
27	2. 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」の見直し</li> <li>・もんじゅに関する命令等に対する日本原子力研究開発機構からの報告及び立入検査について</li> <li>・発電用軽水型原子炉施設に係る新安全基準骨子案</li> </ul>
28	2. 13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京電力福島第一原子力発電所原子炉施設の設置、運転等に関する規則案</li> <li>・原子力施設の運転経験反映のための取組について</li> </ul>
29	2. 14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京電力福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画（特定核燃料物質の防護）の認可に関する治安機関への意見照会</li> <li>・東京電力福島第一原子力発電所核物質防護規定の変更認可に係る治安機関への意見照会</li> </ul>

回	月日	主な審議等事項
30	2. 20	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京電力福島第一原子力発電所原子炉施設の設置、運転等に関する告示案</li> <li>試験研究用原子炉、核燃料施設等に関する基準等の策定について</li> </ul>
31	2. 27	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京電力福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令案</li> <li>敷地内破砕帯の評価書案に関するピア・レビュー会合について</li> <li>運転期間延長認可制度に関する検討</li> <li>高速増殖原型炉もんじゅに係る新安全基準の策定について</li> <li>原子力災害対策指針の改定</li> <li>福島第一原子力発電所事故による住民の健康管理のあり方に関する検討チームの議論の総括</li> <li>安全目標について</li> </ul>
32	3. 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本原子力発電株式会社東海第二発電所管理区域外での洗浄廃液の漏えいに係る報告に対する評価</li> <li>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案</li> <li>東京電力福島第一原子力発電所事故に関連する健康管理のあり方について（提言案）</li> <li>安全目標について</li> <li>緊急事態対応能力の強化に向けて</li> </ul>
33	3. 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京電力福島第二原子力発電所の復旧計画に基づく原子力災害事後対策の実施状況に係る立入検査の実施について</li> <li>東京電力福島第一原子力発電所多核種除去設備（A系）のホット試験開始に関する評価</li> <li>高速増殖原型炉もんじゅに関する命令等に対する日本原子力研究開発機構からの報告に係る確認状況</li> <li>発電用原子炉の新規制施行に向けた基本的な方針</li> </ul>
34	3. 27	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制庁と原子力安全基盤機構の連携強化について</li> <li>原子力発電工作物の保安に関する省令第五十三条第一項の表各号の規定に基づき特定重要電気工作物を定める告示の一部改正</li> <li>東京電力福島第一原子力発電所における事故分析に係る検討会の立上げ</li> <li>試験研究用原子炉、核燃料施設等に関する基準等の策定の進め方</li> <li>平成25年度原子力規制委員会事後評価実施計画及び政策評価懇談会の開催</li> <li>東京電力柏崎刈羽原子力発電所第1号機の燃料集合体における燃料棒の曲がりについて</li> <li>東京電力福島第一原子力発電所における停電による設備の停止について</li> <li>安全目標について</li> </ul>
35	3. 29	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京電力福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画（特定核燃料物質の防護）の認可</li> <li>核物質防護規定の変更認可申請の認可</li> <li>核物質防護規定の変更認可申請の認可に係る治安機関への意見照会（実用発電用原子炉施設、再処理施設等）</li> </ul>

※ 第10回、第19回、第26回、第29回及び第35回は、核物質防護に関する情報を取り扱うため、原子力施設に対して妨害破壊行為を企図する者に知られることで公共の安全を害するおそれがあることから、原子力規制委員会議事運営要領に基づき、会議を公開しないで実施。

**表 6 主な委員会決定**  
(平成 24 年 9 月 19 日～平成 25 年 3 月 31 日)

決定日	主な委員会決定
<b>【原子力規制委員会の運営関連】</b>	
9.19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制委員会議事運営要領</li> <li>・原子力規制委員会委員長及び委員の倫理等に係る行動規範</li> <li>・原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針</li> <li>・行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準等</li> <li>・原子力施設安全情報申告調査委員会設置要綱</li> <li>・原子力規制委員会行政文書管理要領</li> </ul>
10.10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等</li> </ul>
11. 7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制委員会が放射線審議会委員の任命を行うにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等</li> </ul>
1. 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制委員会の組織理念</li> <li>・原子力規制委員会政策評価基本計画・政策体系</li> </ul>
2. 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針の改正</li> </ul>
3.27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備に関する規則</li> <li>・原子力規制委員会が、事業者等に対する放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく安全規制に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等</li> <li>・原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等の改正</li> <li>・平成25年度原子力規制委員会事後評価実施計画</li> </ul>
<b>【東京電力福島第一原子力発電所関連】</b>	
9.26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京電力福島第一原子力発電所第3号機使用済燃料プールへの鉄骨落下事象についての指示</li> </ul>
10.10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京電力福島第一原子力発電所第3号機使用済燃料プールへの鉄骨落下事象についての追加指示</li> </ul>
10.17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京電力株式会社福島第一原子力発電所第3号機タービン建屋内における放射性物質を含む水の漏えいについての指示</li> </ul>
11. 7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される原子炉施設の特定原子力施設の指定</li> <li>・東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される特定原子力施設に対する「措置を講ずべき事項」に基づく「実施計画」の提出の指示</li> </ul>
3. 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京電力福島第一原子力発電所事故に関連する健康管理のあり方について（提言）</li> </ul>



決定日	主な委員会決定
<b>【原子炉等規制法関連】</b>	
1.23	・ 実用発電用原子炉における高経年化対策に係る事業者からの申請に係る当面の取扱いについての指示
2.27	・ 東京電力福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令案
<b>【個別施設関連】</b>	
(高速増殖原型炉もんじゅ)	
12.12	・ 保安のために必要な措置命令及び報告の聴取
2. 6	・ 高速増殖原型炉もんじゅに対する立入検査の実施
(柏崎刈羽原子力発電所)	
10.19	・ 東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所第 5 号機の燃料集合体ウォータ・ロッドの曲がりについての指示
11.28	・ 東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所第 5 号機の燃料集合体ウォータ・ロッドの曲がりについての指示
<b>【原子力災害対策関連】</b>	
9.19	・ 原子力規制委員会防災業務計画 ・ 緊急時のための原子力規制委員会行動規範
10.31	・ 原子力災害対策指針
11. 7	・ 原子力規制委員会設置法の一部の施行期日を定める政令案
1. 9	・ 原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令案
2.27	・ 原子力災害対策指針の改定
3.27	・ 原子力規制委員会防災業務計画の修正

## 第2節 原子力規制委員会に設けられた検討チーム等の活動

原子力規制委員会設置法により、原子力規制委員会に、原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会、放射線審議会及び独立行政法人評価委員会を置くこととされている。また、個別の原子力安全規制等については、原子力規制委員会委員、外部有識者、原子力規制庁職員等から構成される検討チーム等を立ち上げ、公開の場で議論を行った。なお、審議会委員、外部有識者等の選定に当たっては、中立性・公平性を担保するため、必要に応じてその要件等を定めた（第6章第1節参照）。

### 1. 特定原子力施設監視・評価検討会

原子力規制委員会は、原子炉等規制法に基づき、平成24年11月7日に東京電力福島第一原子力発電所を特定原子力施設に指定した。これに伴い、12月7日、事業者から特定原子力施設に係る実施計画が提出された。更田委員、外部有識者、原子力規制庁職員及び原子力安全基盤機構職員から成る本検討会では、実施計画の審議等、東京電力福島第一原子力発電所の監視・評価を行うことを目的としており、12月6日以降、2回の現地調査と7回の検討会を実施した。これまでの検討会において、「特定原子力施設の主なリスク要因及びリスク影響評価」、「多核種除去設備」、「4号機使用済燃料プール等からの使用済燃料取り出しの安全確保」、「3号機燃料取り出しカバー」、「1～4号機原子炉建屋の耐震性に関する全体的な考え方」、「現存被ばく状況における線量低減対策」、「停電による設備の停止」等について検討・評価した。（第4章第1節参照）

### 2. 東京電力福島第一原子力発電所事故による住民の健康管理のあり方に関する検討チーム

東京電力福島第一原子力発電所事故による住民の健康管理調査については、福島県やその他の主体により行われているほか、各主体の役割が関連法令によって定められている。中村委員、外部有識者及び原子力規制庁職員から成る本検討チームでは、原子力災害事後対策の円滑な実施の観点から、健康管理の在り方について、関係行政機関に対して、原子力規制委員会が勧告を含め必要な提言を行っていくための検討を行った。平成24年11月30日から平成25年2月19日まで計5回の検討を実施し、有識者から意見を聴取しつつ、議論の総括を取りまとめた。これを材料とし、原子力規制委員会で議論を行い、3月6日に提言を取りまとめた。（第4章第1節参照）

### 3. 発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム

原子力規制委員会設置法の制定に伴う原子炉等規制法の改正において、発電

用原子炉の規制については、原子力規制委員会設置法の施行日から10か月以内（平成25年7月18日まで）の政令で定める日から施行することとされている。このため、更田委員、外部有識者、原子力規制庁職員及び原子力安全基盤機構職員から成る本検討チームにおいて、平成24年10月25日より、重大事故対策等に関する基準案等の検討を開始した。平成24年度末までに検討チームを20回開催し、設計上想定すべき事故の見直し、設計上の想定を超える外的事象として考慮すべきもの、設計上の想定を超える事故として考慮すべきもの、重大事故（シビアアクシデント）対策の基本方針等について議論を行った。議論を踏まえ、平成25年2月6日の委員会へ新規制基準の骨子案が提示され、2月7日から同骨子案についてのパブリックコメントを実施した。（第4章第2節参照）

#### **4. 発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる新規制基準に関する検討チーム**

原子力規制委員会設置法の制定に伴う原子炉等規制法の改正において、発電用原子炉の規制については、原子力規制委員会設置法の施行日から10か月以内（平成25年7月18日まで）の政令で定める日から施行することとされている。このため、島崎委員、外部有識者、原子力規制庁職員及び原子力安全基盤機構職員から成る本検討チームにおいて、平成24年11月19日より、地震及び津波に対する新規制基準等についての検討を開始した。平成24年度末までに検討チームを10回開催し、津波に対する基準の厳格化、高い耐震性を要求する対象の拡大、活断層の認定基準の厳格化、より精密な基準地震動の策定、地震による揺れに加え、地盤の「ずれや変形」に対する基準の明確化等について議論を行った。議論を踏まえ、平成25年2月6日の委員会へ新規制基準の骨子案が提示され、2月7日から同骨子案についてのパブリックコメントを実施した。（第4章第2節参照）

#### **5. 発電用原子炉施設の新安全規制の制度整備に関する検討チーム**

原子力規制委員会設置法の制定に伴う原子炉等規制法の改正において、発電用原子炉の規制については、原子力規制委員会設置法の施行日から10か月以内（平成25年7月18日まで）の政令で定める日から施行することとされている。このため、更田委員、外部有識者、原子力規制庁職員及び原子力安全基盤機構職員から成る本検討チームにおいて、平成24年11月20日より、原子炉の安全規制に関する原子炉等規制法への一元化等の措置について検討を開始し、また、事業者からのヒアリング等も実施した。平成24年度末までに検討チームを5回開催し、平成25年3月28日の検討チームでは、原子力規制委員会規則の骨子案等について議論を行った。（第4章第2節参照）

## 6. 大飯発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合

関西電力株式会社大飯発電所の敷地内破砕帯の現地調査・評価等を行うため、島崎委員及び外部有識者から成る本有識者会合では、平成24年10月23日の事前会合以降、平成24年度末までに2回の現地調査と、3回の評価会合を行ったが、見解の一致を見ていないため、今後行われる追加調査を踏まえ、再度評価会合を開催することとされた。(第4章第3節参照)

## 7. 敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合

日本原子力発電株式会社敦賀発電所の敷地内破砕帯の現地調査・評価等を行うため、島崎委員及び外部有識者から成る本有識者会合では、平成24年11月27日の事前会合以降、平成24年度末までに1回の現地調査と、3回の評価会合を行い、評価書案について大筋の了承が得られた。また、平成25年3月8日にピア・レビュー会合を開催し、評価書案に対し、幅広い専門家の意見を聴取した。(第4章第3節参照)

## 8. 東北電力東通原子力発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合

東北電力株式会社東通原子力発電所の敷地内破砕帯の現地調査・評価等を行うため、島崎委員及び外部有識者から成る本有識者会合では、平成24年11月22日の事前会合以降、平成24年度末までに1回の現地調査と、3回の評価会合を行い、評価書案について大筋の了承が得られた。(第4章第3節参照)

## 9. 技術情報検討会

原子力安全に関する情報を収集・評価し、適時に規制に反映させることを目的として、1~2か月に1回程度の頻度で原子力規制庁において技術情報検討会を開催することとした。平成25年3月25日に第1回の検討会を行った。(第4章第7節参照)

## 10. 原子力災害事前対策等に関する検討チーム

平成24年10月31日の原子力災害対策指針の策定に当たっては、いくつかの事項について、追加的に検討を行い、指針の内容を充実させることとされた。中村委員、更田委員、外部有識者、原子力規制庁職員及び原子力安全基盤機構職員から成る本検討チームでは、11月22日から7回にわたり、緊急時における判断や防護措置実施の基準等の、原子力災害の事前対策の在り方等について検討を行った。平成25年1月24日に、緊急被ばく医療に関する検討チームと合同で議論の取りまとめがなされ、当該取りまとめを踏まえ、1月30日の委員会に原子力災害対策指針の改定原案が提示され、同日から同原案に対するパブ

リックコメントを実施した。その結果を受け、2月27日の委員会において同指針の改定を決定した。(第5章第1節参照)

#### 11. 緊急被ばく医療に関する検討チーム

平成24年10月31日の原子力災害対策指針の策定に当たっては、緊急被ばく医療に関する事項等について、追加的に検討を行い、指針の内容を充実させることとされた。中村委員、外部有識者及び原子力規制庁職員から成る本検討チームでは、11月15日から5回にわたり、緊急被ばく医療に関する事項について検討を行った。平成25年1月24日に、原子力災害事前対策等に関する検討チームと合同で議論の取りまとめがなされ、当該取りまとめを踏まえ、1月30日の委員会に原子力災害対策指針の改定原案が提示され、同日から同原案に対するパブリックコメントを実施した。その結果を受け、2月27日の委員会において同指針の改定を決定した。(第5章第1節参照)

#### 12. 緊急時モニタリングの在り方に関する検討チーム

原子力災害時の防護措置実施の判断に必要なOIL<sup>3</sup>(運用上の介入レベル)は、緊急時に想定される放射線量率等の計測値として定められるため、緊急時環境放射線モニタリングを適切に行う必要がある。中村委員、外部有識者及び原子力規制庁職員から成る本検討チームでは、平成24年12月17日から、5回にわたり、実効的な緊急時モニタリング体制の構築について検討した。具体的には、関係機関の役割と分担、緊急時モニタリング実施計画、緊急時モニタリングセンターの機能と組織等について検討を行い、また、原子力事業者から緊急時モニタリングへの協力に関するヒアリングを実施した。平成25年3月11日に議論の取りまとめがなされた。(第5章第1節参照)

#### 13. 核セキュリティに関する検討会

我が国の核セキュリティの強化を着実に推し進めるとともに、核セキュリティに関する国際貢献にも取り組むため、大島委員、外部有識者及び原子力規制庁職員からなる本検討会において、幅広い視点から核セキュリティに関する当面の諸課題について検討することとした。平成25年3月4日に開催した第1回検討会では、これまでの核セキュリティに関する検討や取組について確認するとともに、当面検討会で扱う課題について議論した。(第5章第4節参照)

#### 14. 浜岡原子力発電所5号機の海水流入事象に関する監視・評価検討会

平成23年5月14日に中部電力株式会社浜岡原子力発電所5号機において発

---

<sup>3</sup> Operational Intervention Level

生じた原子炉施設内への海水流入事象については世界的に見てもまれな事象であり、またこれが原子炉施設に対し重大な影響を与えている可能性がある。このため、更田委員、外部有識者及び原子力規制庁職員から成る本検討会において、事業者が行う海水流入の影響調査、設備・機器の維持管理等の監視・評価を行うこととした。平成 25 年 2 月 1 日に開催した第 1 回検討会では、これまでの点検状況、今後の検討の考え方を確認した。

## 15. 独立行政法人評価委員会

原子力規制委員会が所管する独立行政法人（平成 24 年度では、原子力安全基盤機構の全部及び放射線医学総合研究所の一部業務）について業務実績に関する評価等を行うため、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）等に基づき、外部有識者から成る原子力規制委員会独立行政法人評価委員会（以下、本節において「評価委員会」という。）を設置した。平成 24 年 12 月 20 日に第 1 回評価委員会を開催し、評価委員会の運営規程や部会の設置等について決定した。

また、評価委員会に設けられた原子力安全基盤機構部会を、同日に開催し、原子力安全基盤機構の第三期中期目標、第三期中期計画等の変更について議論した。

## 第4章 原子力施設の安全確保に向けた取組

### 第1節 東京電力福島第一原子力発電所の安全確保に向けた取組

#### 1. 原子炉等規制法に基づく「特定原子力施設」の指定

東京電力福島第一原子力発電所では、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震と津波に伴い、炉心損傷等の原子力事故が発生したことから、事故後の危険な状態に対処するため、原子炉等規制法第 64 条第 1 項に基づき、応急の措置として対応している。

東京電力福島第一原子力発電所の特別な管理は今後も続くことが想定されることから、施設の状況に応じた適切な方法による管理を行うため、原子力規制委員会は、原子炉等規制法第 64 条の 2 第 1 項に基づき、平成 24 年 11 月 7 日に「特定原子力施設」として東京電力福島第一原子力発電所を指定した。その際に、原子炉等規制法第 64 条の 2 第 2 項に基づき、「措置を講ずべき事項」（表 7）と提出期限を事業者に示し、当該施設の保安等の措置を実施するための計画（実施計画）の提出を求めた。

平成 24 年 12 月 7 日に原子力規制委員会は、原子炉等規制法第 64 条の 3 第 1 項に基づき東京電力が作成した実施計画を受領した。

実施計画の提出を受けて、原子力規制委員会は、「特定原子力施設監視・評価検討会」を設け、実施計画に記載された施設ごと、対策ごとに、安全上の要求事項である「措置を講ずべき事項」に合致しているか等の視点から、現地調査も踏まえながら審査を進めている。（図 2 参照）

表 7 「措置を講ずべき事項」のポイント

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) できる限り速やかな燃料の取り出し完了等、特定原子力施設全体のリスクの低減及び最適化を図り、敷地内外の安全を図ることを目標とし、その達成のために必要な措置を迅速かつ効率的に講じること</li><li>(2) 1～4 号機については廃炉に向けたプロセスの安全性の確保、溶融した燃料の取出し・保管を含む廃止措置をできるだけ早期に完了すること</li><li>(3) 5 号機及び 6 号機については冷温停止を安定的に維持・継続すること</li><li>(4) 作業員の被ばく線量の管理等を行うこと</li></ol> |
|---|

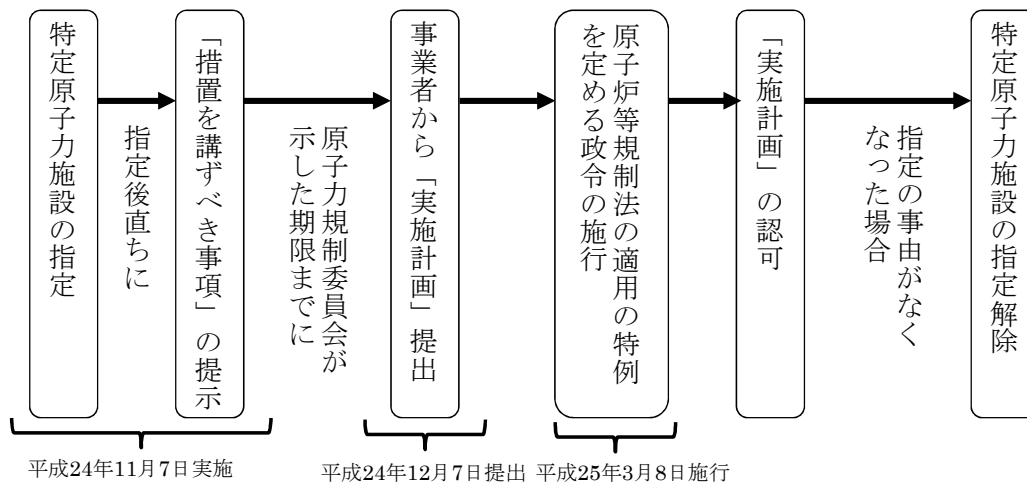


図2 特定原子力施設に関する作業スキームと進捗状況

原子炉等規制法第64条の4において、実施計画による保安等の措置の適正な実施が確保される場合には、政令により原子炉等規制法の一部のみを適用することができることとされており、平成25年3月8日に、その具体的な適用関係を定める「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令」が施行された。当該規定は、実施計画の認可をもって東京電力福島第一原子力発電所に適用されることとなる。また、上記政令の適用に際して整備が必要な原子力規制委員会規則や告示について、規則は2月14日から3月15日に、告示は2月21日から3月17日に、それぞれの案に対するパブリックコメントを実施した。

## 2. 事故・トラブルへの対応

原子力災害対策特別措置法第25条に基づき、原子力事業者は原子力緊急事態に対する必要な応急措置を行うとともに、その措置の概要について主務大臣等に報告することが求められている。同法に基づき東京電力から原子力規制委員会に報告があったもののうち、施設の安定的な運転に影響を与える可能性のある事象や放射性物質を含む水の系外への漏えい等の事象については、必要に応じ原子力規制委員会が再発防止策等の妥当性について確認している。

### ○ 3号機使用済燃料プール内の鉄骨落下事象について

平成24年9月22日に第3号機原子炉建屋においてオペレーティングフロア（原子炉建屋の上部階）上のがれき撤去を行っていたところ、使用済燃料貯蔵プールへ鉄骨が落下した。これを受けて、原因究明及び再発防止策の検討、本



件事象による使用済燃料及び使用済燃料プールへの影響評価を東京電力に行わせ、その内容が妥当であることを確認した。また、再発防止対策が実施されていることを現地の保安検査官等が確認した。

#### ○ 3号機タービン建屋における放射性物質を含む水の漏えいについて

平成24年8月14日に第4号機のタービン建屋内において、移送ライン（耐圧ホース）から放射性物質を含む水の漏えいが発生し、10月15日に第3号機のタービン建屋内の同じ移送ラインから漏えいがあった。同じ移送ラインからの漏えいであったことを踏まえ、東京電力に原因究明及び再発防止対策の検討を行わせ、その内容が妥当であることを確認した。対策完了後、東京電力から実施結果について報告を受け、内容を確認するとともに、実施状況を現地の保安検査官が確認することとしている。

#### ○ 第二セシウム吸着装置（サリー）ベントラインからの漏えいについて

平成24年11月20日、高温焼却炉建屋東側の外側に設置しているサリーのベント配管より漏えいが発生した。東京電力より原因及び今後の漏えい防止策を聴取し、再発防止対策が適切であることの確認を行った。東京電力から対策完了について報告を受け、内容を確認するとともに、実施状況を現地の保安検査官が確認した。

#### ○ 停電による設備の停止について

平成25年3月18日、電源設備の一部において停電が発生した。これに伴い、使用済燃料プール代替冷却システム、使用済燃料共用プール冷却システム、3号機の格納容器ガス管理システムの一部、セシウム吸着装置、窒素ガス供給装置の一部の設備が停止した。調査の結果、配電盤内にこげ痕が認められ、この付近の床面に小動物の死骸を確認したことから、東京電力では小動物が電導部分に接近したことによるアークが発生し短絡に至ったことが停電の原因と判断している。

原子力規制委員会では、事業者からの連絡を受け、事業者の対応状況を注視するとともに、原子炉の冷却状況等を監視し、安全上異常がないことを確認した。

原子力規制委員会は、以上の対応に関し、原因調査とこれを踏まえた対策の策定を東京電力に実施させるとともに、特定原子力施設に係る実施計画を審査している「特定原子力施設監視・評価検討会」においても、対応の適切性についての審議を開始した。

### 3. 事故原因に関する調査

東京電力福島第一原子力発電所の事故についての継続的な原因の究明は、原子力規制委員会の重要な役割の一つであり、中長期にわたる原子炉内の調査結果等も踏まえ、技術的な側面から検証を進める。

平成 24 年 10 月に実施した 1 号機の原子炉格納容器の内部調査や 11 月に行ったロボットカメラを用いた 3 号機の原子炉建屋内の高線量エリアの調査をはじめ、東京電力が格納容器内部や原子炉建屋内の調査を順次実施中であり、その結果については原子力規制庁においても聴取している。

また、平成 25 年 3 月 27 日の委員会では、技術的に解明すべき論点について、更田委員、外部有識者、原子力規制庁職員、原子力安全基盤機構職員及び日本原子力研究開発機構安全研究センター事務局から成る「東京電力福島第一原子力発電所における事故分析に係る検討会」を立ち上げ、中長期にわたって継続的に検討を実施することとした。

### 4. 住民の健康管理の在り方に関する検討

東京電力福島第一原子力発電所事故による住民の健康管理調査については、福島県により実施されているほか、類似の調査が様々な主体により行われている。また、福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）等、関連の法令により、健康管理調査等に係る各主体の役割が定められている。原子力規制委員会は、原子力災害事後対策の円滑な実施の観点から、健康管理の在り方について、関係行政機関に対して勧告を含めた必要な提言を行うため、「東京電力福島第一原子力発電所事故による住民の健康管理のあり方に関する検討チーム」において 5 回の検討を行い、平成 25 年 2 月 19 日に議論の総括を取りまとめた。これを材料とし、原子力規制委員会で議論を行い、3 月 6 日に、(1) 事故早期及び長期の外部被ばく線量並びに WBC<sup>4</sup>による内部被ばく線量の把握、(2) 甲状腺検査及び健康診査等による健康状態の把握、(3) 健康管理調査の実施体制等について提言を取りまとめた。(表 8)。

---

<sup>4</sup> Whole Body Counter : ホールボディカウンター

表 8 東京電力福島第一原子力発電所の事故に関連する健康管理のあり方についての提言のポイント

- |  |
|--|
| <p>(1) 線量把握について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・事故早期の外部被ばく線量については、個々人の行動調査を徹底し、できるだけ正確に推定すべき。</li><li>・長期的な外部被ばくについては、実効線量が空間線量率からの推定を下回ることから実効線量が重要であり、個人積算線量計によって継続的に実測すべき。</li><li>・WBCによる内部被ばくの現在の測定は、継続することが望ましい。</li></ul> <p>(2) 健康状態の把握について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・甲状腺検査については、実測結果を定期的に評価すべき。</li><li>・健康診査については、福島県における健診の場等の既存の健診を活用し、例えば1年に1度の健康診査や健康相談の機会を設け、通常の予防対策をより充実していくべき。</li><li>・疫学研究を進めていくことが必要。</li></ul> <p>(3) 実施体制について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・当該健康管理は、長期にわたる取組になるものであることから、国の責任の下で、県や市町村、地域の医師会や医療機関との連携・協力のもとに、住民の健康に責任をもてる持続性のある取組とすべき。</li></ul> |
|--|

## 第2節 規制基準等の見直し

### 1. 東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた原子炉等規制法の改正

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、同事故の教訓や最新の技術的知見、国際原子力機関（IAEA<sup>5</sup>）等の国際機関の定める規制基準を含む海外の規制動向等を踏まえた新たな規制を導入するため、原子力規制委員会設置法の附則により原子炉等規制法が改正され（平成 24 年 6 月）、法目的に国民の健康の保護、環境の保全等を掲げ、(1) 重大事故（シビアアクシデント）対策の強化、(2) 最新の技術的知見を取り入れ、既に許可を得た原子力施設にも新規規制基準への適合を義務づける制度（バックフィット制度）の導入、(3) 運転期間延長認可制度の導入、(4) 発電用原子炉の安全規制に関する原子炉等規制法への一元化等の措置を講じることとした。

### 2. 新規規制基準の策定に向けた取組

発電用原子炉に対する新たな規制は、原子力規制委員会設置法の施行日から 10 か月以内（平成 25 年 7 月 18 日まで）の政令で定める日から、それ以外の施設（核燃料施設等）に対する新たな規制は、1 年 3 か月以内（平成 25 年 12 月 18 日まで）の政令で定める日から、施行することとされている。

発電用原子炉に係る新規規制の施行に向け、「発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム」、「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる新規規制基準に関する検討チーム」、「発電用原子炉施設の新安全規制の制度整備に関する検討チーム」を立ち上げ、発電用原子炉に関する基準等について検討した。

発電用原子炉の新規制基準に関する検討チームでは、従来の設計基準の強化や重大事故（シビアアクシデント）対策等に関する基準について、発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる新規規制基準に関する検討チームでは、地震及び津波に対する設計基準について、議論した。その際には、外部事象（適用可能なもの）も含めて確率論的リスク評価を前提とした上で、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、海外の規制基準も確認しながら、世界最高水準の安全水準の基準となるよう議論を行った。

これらの議論を踏まえてまとめられた新規規制基準の骨子案(表 9)については、平成 25 年 2 月 7 日から 2 月 28 日までパブリックコメントを実施した。パブリックコメントの結果は、各検討チームにおいて検討され、意見を踏まえて、基準地震動に対する津波防護施設等の機能要求について詳細に規定する等の修正を行った。

発電用原子炉施設の新安全規制の制度整備に関する検討チームでは、表 10 に

---

<sup>5</sup> International Atomic Energy Agency

示すような事項について議論を行い、また、被規制者からのヒアリングを実施した。

表 9 発電用軽水型原子炉の新規制基準の骨子案（ポイント）

主な検討項目	新規制基準骨子案
設計基準の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計上考慮すべき自然事象として、竜巻、森林火災等を追加</li> <li>・火災防護対策の強化・徹底</li> <li>・安全上特に重要な機器の信頼性強化</li> <li>・外部電源の強化</li> <li>・熱を逃す系統の物理的防護</li> </ul>
重大事故（シビアアクシデント）対策 （炉心損傷防止対策）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常操作による原子炉停止に失敗した場合の対策</li> <li>・原子炉冷却機能 / 減圧機能喪失時の対策</li> <li>・最終ヒートシンク喪失時の対策</li> <li>・サポート機能（電源・水等）の確保</li> </ul>
重大事故（シビアアクシデント）対策 （格納容器破損防止対策）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・格納容器内雰囲気冷却・減圧・放射性物質低減対策（格納容器スプレイ）</li> <li>・格納容器の加圧破損防止対策（フィルタ・ベント）</li> <li>・格納容器下部に落下した熔融炉心の冷却対策</li> <li>・格納容器内の水素爆発防止対策</li> <li>・原子炉建屋等の水素爆発防止対策</li> <li>・使用済燃料貯蔵プールの冷却対策</li> </ul>
意図的な航空機衝突等への対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意図的な航空機衝突等のテロリズムにより炉心損傷が発生した場合に使用できる施設（特定安全施設）の整備を要求</li> </ul>
敷地外への放射性物質の拡散抑制対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・格納容器が破損に至った場合等を想定し、屋外放水設備の設置等を要求</li> </ul>
津波に対する基準の厳格化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既往最大を上回るレベルの津波を「基準津波」として策定し、基準津波への対応として防潮堤等の津波防護施設等の設置を要求</li> </ul>
高い耐震性を要求する対象の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波防護機能を有する施設等は、地震により浸水防止機能等が喪失しないよう、原子炉圧力容器等と同じ耐震設計上最も高い「Sクラス」とする</li> </ul>
活断層の認定基準の厳格化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震設計上考慮する活断層の認定において、必要な場合は中期更新世以降（約 40 万年前以降）まで遡って活動性を評価</li> </ul>
より精密な基準地震動の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サイト敷地の地下構造を三次元的に把握</li> </ul>
地震による揺れに加え、地盤の「ずれや変形」に対する基準を明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Sクラスの建物・構築物等は、その真下に活動性のある断層がない地盤に設置</li> </ul>

表 10 発電用原子炉施設の新安全規制の制度整備に関する検討チームにおける主な検討事項

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 設置許可申請書における添付書類の本文記載事項への格上げ</li><li>(2) 設置変更許可事項の一部届出化</li><li>(3) 特定機器の型式認証について</li><li>(4) 設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に係る技術上の基準について</li><li>(5) 発電用原子炉施設に対する安全規制の原子炉等規制法への一元化</li></ol> |
|--|

発電用原子炉のうち、高速増殖原型炉もんじゅに対する新規制基準については、平成 25 年 2 月 27 日の委員会において、発電用軽水型原子炉に対する新規制基準をベースとしつつ 7 月までの改正法施行に向けて整備し、高速増殖炉固有の安全性に関連する事項に関しては、別途中長期的に議論することとした。

核燃料施設等の新規制基準については、更田委員、外部有識者、原子力規制庁職員、原子力安全基盤機構職員及び日本原子力研究開発機構安全研究センター事務局から成る「核燃料施設等の新規制基準に関する検討チーム」を立ち上げ、基準案を検討することを、平成 25 年 3 月 27 日の委員会で決定した。

平成 25 年 3 月 19 日の委員会において、継続的な安全向上が重要であるとの認識の下、バックフィットを繰り返し実施することを念頭に、この制度を定着させ、混乱なく運用できるようにするための基本的な方針が議論された。この中で、新たな規制基準の導入の際には、基準への適合を求めるまでに一定の施行期間を置くことを基本とし、規制の基準の内容が決まってから施行までが短期間である場合は、規制の基準を満たしているかどうかの判断を、事業者が次に施設の運転を開始するときまでに行うこととした。

### 3. 運転期間延長認可制度の施行に向けた取組

上記の新規制基準の導入に加え、発電用原子炉を運転することができる期間を、運転開始から原則 40 年とし、その満了までに認可を受けた場合には、1 回に限り、20 年を上限として運転期間の延長を認めるとする、運転期間延長認可制度が施行される。同制度に関しては、平成 25 年 2 月 27 日の委員会において、運転期間延長の認可に際しては、詳細なプラント状況の把握を求め、延長期間中の劣化を考慮した上で発電用原子炉に関する技術基準に適合していることを確認する等の方針を決定した。また、運転期間の延長認可において前提とする延長期間中の保守管理方針を、高経年化対策制度（後述）に係る保安規定認可の申請に含めることを求めることにより、延長期間中の保守管理方針の確実な実施を担保する、との方針を決定した。

なお、運転開始後 30 年を超過した実用発電用原子炉については、従前より原子炉等規制法等に基づき、10 年ごとに劣化評価と長期保守管理方針の策定を義務

務づけ、これを保安規定認可に係らしめている（高経年化対策制度）が、これらの新規制基準等を踏まえた必要な対応を検討するため、平成 25 年 1 月 23 日の委員会において、新規制基準等の施行までに見込まれる高経年化対策制度に係る保安規定認可申請について、事業者からの申請時期を同法の施行後とすることとした。

### 第3節 敷地内破砕帯の調査

平成24年9月26日及び10月17日の委員会において、原子力規制委員会は、旧原子力安全・保安院が敷地内破砕帯の最近の活動性の有無等について追加調査を指示した6つの原子力発電所（東北電力株式会社東通原子力発電所（以下、本節において「東北東通原子力発電所」という。）、北陸電力株式会社志賀原子力発電所、関西電力株式会社美浜発電所及び大飯発電所（以下、本節において、「大飯発電所」という。）、日本原子力発電株式会社敦賀発電所（以下、本節において「敦賀発電所」という。）、日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ）について、現地調査と評価を行うこととした。

調査に当たっては、「日本活断層学会」「日本地質学会」「日本第四紀学会」「日本地震学会」の関係4学会から推薦を受けた学会内外の専門家から、活断層の認定、活断層調査、活断層調査計画の立案等に詳しく、個々の原子力施設のこれまでの安全審査（耐震バックチェック<sup>6</sup>及び二次審査<sup>7</sup>を含む）に関わったことのない学識経験者を選定し、原子力規制委員会の島崎委員を加え、発電所ごとに5名から成る有識者会合を構成した。

平成24年度には、大飯発電所、敦賀発電所、東北東通原子力発電所について、有識者による調査等を実施した。

#### 1. 大飯発電所

大飯発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合は、事前会合において、これまでの経緯等を確認した後、計3日間の現地調査を実施し、3回の評価会合を開催した。

第2回現地調査（平成24年12月28日、29日）の結果を踏まえ、平成25年1月16日に評価会合を開催したが、台場浜トレンチで見られる破砕帯について、地すべりによるものか、断層運動によるものか意見の一致が見られず、今後行われるボーリング調査結果の精査・分析と、敷地南側でのトレンチ調査を行った上で、再度評価会合を開催することとした。

#### 2. 敦賀発電所

敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合は、事前会合において、これまでの経緯等を確認した後、2日間の現地調査を実施し、2回の評価会合を開催した。

現地調査、評価会合の結果、平成25年1月28日には、2号炉直下の破砕帯

<sup>6</sup> 旧原子力安全・保安院及び旧原子力安全委員会による平成18年の耐震設計基準の改訂を踏まえた、既存原子力施設の耐震安全性の再確認

<sup>7</sup> 旧原子力安全・保安院による安全審査結果についての旧原子力安全委員会による審査



については活断層である可能性が高い、との評価書案について大筋の了承が得られた。3月8日には、評価書案に対して幅広い専門家の意見を聴くためにピア・レビュー会合を開催した。今後、同会合のコメントを踏まえた評価書を取りまとめることとされた。

### **3. 東北東通原子力発電所**

東北電力東通原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合は、事前会合において、これまでの経緯等を確認した後、2日間の現地調査を実施し、3回の評価会合を開催した。

現地調査及び第1回、第2回評価会合において、敷地内の破碎帯が活断層である可能性が高い、との見解で概ね一致し、平成25年2月18日開催の第3回評価会合で評価書案について大筋の了承が得られた。

## 第4節 審査・検査等の状況

### 1. 新規制施行後の審査等

平成 25 年 3 月 19 日の委員会において、新規制施行に向けた基本的な方針について議論し、新規制施行後の審査等の方法について了承された。

審査・検査に関しては、設置変更許可、工事計画の認可、保安規定認可に関連する申請を同時期に受け付け、ハード・ソフト両面から一体的に審査を実施することとし、検査は、審査後に実施することとした。敷地内破砕帯の調査（第 3 節参照）を実施中の発電所については、原則として原子力規制委員会での一定の見解の取りまとめを、審査開始の前提とした。

また、新規制施行前から稼働中のプラントについては、新規制基準をどの程度満たしているのか把握するための確認作業を、新規制基準の内容が固まった段階で速やかに開始することとした。

### 2. 審査・検査等の状況

原子力規制委員会では、原子炉等規制法に基づき、加工施設、試験研究用原子炉施設、実用発電用原子炉施設、研究開発段階にある原子炉施設（もんじゅ、ふげん）、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、核燃料物質使用施設及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄・運搬等に関する必要な規制を行っている。

平成 24 年 9 月 19 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に、原子力規制委員会において実施した審査・検査等の状況は、表 11 のとおり。

表 11 審査・検査等の状況（平成 24 年 9 月 19 日～平成 25 年 3 月 31 日）

施設の種類		件数
加工施設 (6 施設)	設計及び工事の方法の変更の認可	5
	使用前検査の合格	3
	溶接方法の認可	1
	施設定期検査	2
	保安規定の認可又は変更の認可	2
	保安検査	12
試験研究用原子炉施設 (6 施設) (廃止措置中：8 施設)	設計及び工事の方法の認可	2
	設計及び工事の方法の変更の認可	2
	使用前検査の合格	1
	溶接方法の認可	2
	保安検査	22

施設の種類		件数
実用発電用原子炉 (17 施設) (廃止措置中：2 施設)	工事の計画の認可	2
	工事の計画及び工事の計画の変更の届出	10
	使用前検査の合格	17
	燃料体検査の合格	15
	燃料体の設計の認可	3
	溶接事業者検査に係る評定	45
	保安規定の認可又は変更の認可	7
	保安検査	68
	廃止措置計画の変更の認可	1
	使用前検査の省略の指示	1
	燃料体検査の省略の指示	2
	特殊な設計による施設の認可	1
	燃料体の特殊な加工の認可	1
研究開発段階にある原子炉施設 (もんじゅ、ふげん) (建設中：1 施設) (廃止措置中：1 施設)	施設定期検査	1
	保安規定の認可又は変更の認可	1
	保安検査	5
使用済燃料貯蔵施設 (建設中：1 施設)	溶接方法の認可	1
再処理施設 (2 施設)	設計及び工事の方法の認可	2
	設計及び工事の方法の変更の認可	1
	使用前検査の合格	1
	溶接方法の認可	1
	施設定期検査	1
	保安検査	4
第二種廃棄物埋設施設 (2 施設)	廃棄物埋設施設に係る確認	2
	保安検査	4
廃棄物管理施設 (2 施設)	使用前検査の合格	1
	施設定期検査	1
	保安検査	4
核燃料物質使用施設 (15 施設)	使用の許可	1
	使用の変更の許可	23
	施設検査の合格	2
	保安規定の認可又は変更の認可	2
	保安検査	30
核燃料物質等の工場又は事業所の 外における廃棄・運搬等	核燃料輸送物の設計の承認	4
	輸送容器の承認	5

※ 平成 25 年 3 月 31 日時点で、製錬施設、第一種廃棄物埋設施設の事業の指定又は許可を受けた施設はない。

平成 24 年度第 3 回保安検査の結果、日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅにおいて、安全上重要度の高いクラス 1 機器を含む、相当数の機器について、保全計画に従った保守点検が行われず点検時期超過となっていることが確認された。平成 24 年 12 月 12 日に、原子力規制委員会では、原子炉の保全が適切に実施されていないものと判断し、日本原子力研究開発機構に対し、点

検時期を超過している機器について早期に点検を行うことや保全計画の見直しを行うことに加え、組織的要因や企業風土を含む根本原因の分析と再発防止対策を講じることを命じることを決定した。また、日本原子力研究開発機構の主務官庁である文部科学省に対しても、本件に関する評価や対応について回答を要請した。

これらに対し、平成 25 年 1 月 31 日には、日本原子力研究開発機構から未点検機器件数の修正や原因分析、再発防止対策等を含む報告を受領し、また文部科学省からも回答を受領した。本件に関して、2 月 14、15 日に立入検査を実施し、また、3 月 4 日から 22 日にかけて実施した平成 24 年度第 4 回保安検査においても、事実関係や組織的要因について確認を進めた。

## 第5節 事故・故障等

原子炉等規制法等では、原子力施設の安全性を確保するため、原子力事業者等に対し、原子力施設で発生した事故・故障等について原子力規制委員会に報告することを義務づけている。

平成 24 年 9 月 19 日から平成 25 年 3 月 31 日までに、原子力事業者等が原子炉等規制法等に基づき原子力規制委員会に報告した事故・故障等は 7 件であり、その内訳は、実用発電用原子炉施設が 4 件、試験研究用原子炉施設及び核燃料物質使用施設が 3 件、研究開発段階にある原子炉施設（もんじゅ、ふげん）とその他原子力施設（加工施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設）が 0 件である（表 12）。

表 12 原子力施設の事故・故障等一覧（平成 24 年 9 月 19 日～平成 25 年 3 月 31 日）

発生日※1	施設名	概要	INES※2
(1) 実用発電用原子炉施設			
11.30	日本原子力発電株式会社 東海第二発電所	<p>【非管理区域への放射性物質の漏えい】</p> <p>東海第二発電所のセメント凝縮固化装置の試験で発生した廃液をポリタンクに入れ東海発電所へ運搬していた際に、東海第二発電所敷地内（非管理区域）において、微量の放射性物質を含む同廃液が漏えいした。当該廃液の漏えいは、発見後直ちに除去した。</p> <p>東海第二発電所における運搬における明確な規定がなく外観の確認が不十分であったことが原因と推定された。工事要領書の改正や請負会社における事例教育の実施等の対策を取る旨、2月15日、事業者から原子力規制委員会へ報告があった。</p>	0- (暫定)
12.12	東京電力株式会社 柏崎刈羽原子力発電所 第5号機	<p>【燃料集合体における一部燃料棒の接触】</p> <p>10月16日、柏崎刈羽原子力発電所第5号機で燃料集合体チャンネルボックスの点検を行っていたところ、燃料集合体2体でウォータ・ロッドの曲がりを確認した。その後、ファイバースコープを用いて当該燃料集合体2体について詳細点検を行ったところ、1体の燃料集合体において一部の燃料棒が他の燃料棒に接触していることが確認された。</p> <p>原因は、3月31日現在、調査中。</p> <p>本件を受けて沸騰水型原子炉を設置する全事業者に対し燃料集合体の点検を指示した。3月31日までに報告されたサンプル調査では、本発電所第1号機（後述の3/19の事案を参照）、第2号機及び第5号機で燃料集合体ウォータ・ロッドの異常が確認された。なお、第2号機では他の燃料棒に接触している燃料棒は確認されていない。</p>	1 (暫定)

発生日	施設名	概要	INES
2. 6	関西電力株式会社 美浜発電所 第1号機	<p><b>【非常用ディーゼル発電機の故障】</b></p> <p>2月5日、美浜発電所第1号機において、A-非常用ディーゼル発電機の負荷試験中、過給機付近から発煙したため、手動で運転を停止した。</p> <p>目視可能な範囲で点検した結果、過給機下部に複数の金属片を発見するとともに、過給機出口のフランジが外れ開口部が確認された。また、ファイバースコープカメラにより過給機の内部を確認したところ、タービンロータの一部が損傷していることが確認された。</p> <p>3月18日、事業者から当該事象の原因と対策に係る報告があった。3月31日現在、当該報告について評価中。</p>	0- (暫定)
3.19	東京電力株式会社 柏崎刈羽原子力発電所 第1号機	<p><b>【燃料集合体における一部燃料棒の接触】</b></p> <p>柏崎刈羽原子力発電所第5号機で発見されたウォータ・ロッドの曲がり（前述 12/12 の事案）を受け、全号機で燃料集合体の点検を行っていたところ、第1号機において一部の燃料棒が他の燃料棒に接触していることが確認された。</p> <p>原因は、3月31日現在、調査中。</p>	1 (暫定)
(2) 研究開発段階にある原子炉施設（もんじゅ、ふげん）			
/			
(3) 試験研究用原子炉施設及び核燃料物質使用施設*3			
10.25	独立行政法人 日本原子力研究 開発機構 大洗研究開発セ ンター（北地区） 材料試験炉 (JMTR)	<p><b>【非管理区域への放射性物質の漏えい】</b></p> <p>10月19日、使用済燃料切断プールの排水貯槽から廃液移送管にかけての健全性を確認する自主検査を実施していたところ、非管理区域にある当該移送管表面に水のにじみがあるのを確認した。その後、放射性物質の詳細な測定を行ったところ、微量の放射性物質が検出された。</p> <p>当該移送管の漏えいは、発見後直ちに移送ポンプを停止したことにより停止した。</p> <p>原因は、3月31日時点、調査中。</p>	0 (暫定)
11. 9	独立行政法人 日本原子力研究 開発機構 大洗研究開発セ ンター（北地区） 材料試験炉 (JMTR)	<p><b>【非管理区域への放射性物質の漏えい】</b></p> <p>11月8日、非管理区域にある排水配管の健全性を確認する自主検査を実施していたところ、当該排水配管表面に水滴があるのを確認した。その後、放射性物質の測定を行ったところ、微量の放射性物質を検出した。</p> <p>当該排水配管の漏えいは、発見後直ちに漏えい箇所をシリコンテープで補修したことにより停止した。</p> <p>原因は、3月31日現在、調査中。</p>	0 (暫定)

発生日	施設名	概要	INES
1. 4	独立行政法人 日本原子力研究 開発機構 人形峠環境技術 センター 製錬転換施設（使 用施設）	【非管理区域への放射性物質の漏えい】 1月4日、作業員が製錬転換施設（使用施設） をパトロールしていたところ、非管理区域にある 排気ダクトから水のにじみがあるのを確認した。 放射性物質の測定を行ったところ、微量の放射性 物質を検出した。 当該排気ダクトの漏えいは、発見後直ちにビニ ールシート等で養生し汚染拡大防止を図った。 原因は、3月31日時点、調査中。	0 (暫定)
(4) その他原子力施設 (加工施設、再処理施設、廃棄物埋設施設及び廃棄物管理施設)			

※1 原子炉等規制法に基づく報告のあった日を発生日として記載。

※2 INES は、IAEA 及び経済協力開発機構原子力機関（OECD/NEA<sup>8</sup>）が、原子力施設等の個々の事故・トラブルについて、それが安全上どのような意味を持つものを簡明に表現出来るような指標として策定したもので、我が国においても、1992年（平成4年）から運用している。INES 評価は、IAEA が発行している 2008 年版 INES ユーザーズマニュアルに従っている。

評価レベルは、レベル 0（安全上重要でない事象）からレベル 7（深刻な事故）まであり、原子力発電所では、レベル 0 のトラブルを更に「レベル 0-（安全に影響を与えない事象）」と「レベル 0+（安全に影響を与え得る事象）」に分類して評価している。

※3 核原料物質及び核燃料物質の使用施設

<sup>8</sup> Nuclear Energy Agency, the Organisation for Economic Co-operation and Development

## 第6節 主な原子力施設の状況

主な原子力施設の平成24年9月19日から平成25年3月31日までの状況は、表13のとおりである。

表13 主な原子力施設別の状況（平成24年9月19日～平成25年3月31日）

北海道電力株式会社 泊発電所		
対象期間において、全ての原子炉が停止中		
	実施期間	結果 / 特記事項
定期検査	第1号機	平成23年 4月 22日～（実施中）
	第2号機	平成23年 8月 26日～（実施中）
	第3号機	平成24年 5月 5日～（実施中）
保安検査	第3回	平成24年 11月 26日～12月 7日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成25年 2月 25日～ 3月 8日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全上重要な行為の保安検査（第1号機）	
		平成25年 3月 12日～ 3月 18日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	平成25年 3月 15日～ 3月 21日 安全上、特段留意すべき事項なし。	

東北電力株式会社 東通原子力発電所		
対象期間において、全ての原子炉が停止中		
	実施期間	結果 / 特記事項
定期検査	第1号機	平成23年 2月 6日～（実施中）
保安検査	第3回	平成24年 11月 26日～12月 7日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成25年 2月 18日～ 3月 1日 安全上、特段留意すべき事項なし。
その他	平成24年11月から敷地内破砕帯調査を実施中。（第3節参照）	

東北電力株式会社 女川原子力発電所		
対象期間において、全ての原子炉が停止中		
	実施期間	結果 / 特記事項
定期検査	第1号機	平成23年 9月 10日～（実施中）
	第2号機	平成22年 11月 6日～（実施中）
	第3号機	平成23年 9月 10日～（実施中）
保安検査	安全上重要な行為の保安検査（第1号機）	
		平成24年 11月 13日～11月 16日 安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成25年 2月 12日～ 2月 19日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成24年 12月 3日～12月 14日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成25年 3月 4日～ 3月 15日 安全上、特段留意すべき事項なし。



東京電力株式会社 福島第一原子力発電所（第1節参照）

対象期間において、全ての原子炉が停止中。第1号機～第4号機は、電気事業法に基づき平成24年4月19日付けで廃止。平成24年11月7日に「特定原子力施設」に指定。同12月7日、「実施計画」を受領。実施計画の認可に向けて審査中。

	実施期間	結果 / 特記事項	
定期検査	第5号機	平成23年 1月 3日～（実施中）	
	第6号機	平成22年 8月 14日～（実施中）	
保安検査	安全上重要な行為の保安検査（第6号機）		
		平成24年 11月 19日～11月 28日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成24年 12月 3日～12月 18日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成25年 2月 25日～ 3月 12日	安全上、特段留意すべき事項なし。

東京電力株式会社 福島第二原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

	実施期間	結果 / 特記事項	
定期検査	第1号機	第1～4号機については、東日本大震災の影響により検査実施が困難な状況にあるため、検査開始時期が「未定」となっている（法に基づく定期検査実施時期変更承認済）。	
	第2号機		
	第3号機		
	第4号機		
保安検査	第3回	平成24年 12月 3日～12月 18日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成25年 2月 18日～ 3月 1日	安全上、特段留意すべき事項なし。

東京電力株式会社 柏崎刈羽原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

	実施期間	結果 / 特記事項	
定期検査	第1号機	平成23年 8月 6日～（実施中）	
	第2号機	平成19年 2月 19日～（実施中）	
	第3号機	平成19年 9月 19日～（実施中）	
	第4号機	平成20年 2月 11日～（実施中）	
	第5号機	平成24年 1月 25日～（実施中）	
	第6号機	平成24年 3月 26日～（実施中）	
	第7号機	平成23年 8月 23日～（実施中）	
保安検査	安全上重要な行為の保安検査（第1号機）		
		平成24年 12月 19日～ 平成25年1月 9日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成25年 2月 15日～ 3月 12日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全上重要な行為の保安検査（第7号機）		
		平成24年 2月 12日～ 3月 4日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成24年 11月 30日～12月 14日	安全上、特段留意すべき事項なし。
第4回	平成25年 2月 25日～ 3月 12日	安全上、特段留意すべき事項なし。	

事故・事象等  
平成24年10月16日に第5号機において、燃料集合体ウォータ・ロッドの曲がり確認され、その後の詳細調査において一部の燃料棒が他の燃料棒に接触していることが確認された。またその後の調査で、第2号機においてウォータ・ロッドの曲がり確認され、第1号機においても、ウォータ・ロッドの曲がり及び一部の燃料棒が他の燃料棒に接触していることが確認された。（第5節参照）

日本原子力発電株式会社 **東海発電所**

廃止措置中（原子炉領域以外の撤去中）

保安検査	実施期間		結果 / 特記事項
	第 3 回	平成 24 年 11 月 12 日 ～ 11 月 16 日	
		12 月 27 日	
第 4 回	平成 25 年 2 月 18 日 ～ 2 月 22 日	安全上、特段留意すべき事項なし。	

日本原子力発電株式会社 **東海第二発電所**

対象期間において、全ての原子炉が停止中

定期検査 保安検査	実施期間		結果 / 特記事項
		平成 23 年 5 月 21 日 ～（実施中）	
	第 3 回	平成 24 年 12 月 3 日 ～ 12 月 14 日	
第 4 回	平成 25 年 3 月 4 日 ～ 3 月 15 日	安全上、特段留意すべき事項なし。	

事故・事象等 平成 24 年 11 月 30 日、非管理区域において放射性物質を含む水が漏えい。同日中に汚染除去等の対応を実施。運搬における明確な規定が存在しないこと、外観の確認が不十分であったことが原因と推定。（第 5 節参照）

中部電力株式会社 **浜岡原子力発電所**

第 1、2 号機については、廃止措置中（解体工事準備期間中）。対象期間において、第 3～5 号機は停止中。

（第 1、2 号機（廃止措置中））

施設 定期検査 保安検査	実施期間		結果 / 特記事項
	第 1 号機	核燃料物質が存在しないため対象外	
	第 2 号機	平成 25 年 1 月 28 日 ～（実施中）	
	第 3 回	平成 24 年 11 月 26 日 ～ 11 月 28 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成 24 年 12 月 10 日 ～ 12 月 12 日	
第 4 回	平成 25 年 2 月 25 日 ～ 2 月 28 日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
	平成 25 年 3 月 11 日 ～ 3 月 13 日		

（第 3～5 号機）

定期検査 保安検査	実施期間		結果 / 特記事項
	第 3 号機	平成 22 年 11 月 29 日 ～（実施中）	
	第 4 号機	平成 24 年 1 月 25 日 ～（実施中）	
	第 5 号機	平成 24 年 3 月 22 日 ～（実施中）	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 3 回	平成 24 年 11 月 26 日 ～ 12 月 7 日	
		12 月 12 日	
第 4 回	平成 25 年 2 月 25 日 ～ 3 月 8 日	安全上、特段留意すべき事項なし。	

事故・事象等 平成 23 年に第 5 号機で発生した海水流入事象についての監視・評価検討会を、平成 25 年 2 月 1 日から開催。

北陸電力株式会社 志賀原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

		実施期間	結果 / 特記事項
定期検査	第1号機	平成23年10月8日～(実施中)	
	第2号機	平成23年3月11日～(実施中)	
保安検査	第3回	平成24年12月3日～12月14日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成25年2月25日～3月8日	安全上、特段留意すべき事項なし。

日本原子力発電株式会社 敦賀発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

		実施期間	結果 / 特記事項
定期検査	第1号機	平成23年1月26日～(実施中)	
	第2号機	平成23年8月29日～(実施中)	
保安検査	第3回	平成24年12月3日～12月14日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成25年3月4日～3月15日	安全上、特段留意すべき事項なし。

その他 平成24年11月から敷地内破砕帯調査を実施中。(第3節参照)

関西電力株式会社 美浜発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

		実施期間	結果 / 特記事項
定期検査	第1号機	平成22年11月24日～(実施中)	
	第2号機	平成23年12月18日～(実施中)	
	第3号機	平成23年5月14日～(実施中)	
保安検査	第3回	平成24年12月3日～12月14日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全上重要な行為の保安検査(第3号機)	平成24年12月12日～12月17日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		12月21日～12月26日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全上重要な行為の保安検査(第1号機)	平成25年2月8日～2月14日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		2月20日～2月25日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		第4回	平成25年2月25日～3月8日

事故・事象等 平成25年2月6日、第1号機において、非常用ディーゼル発電機1基に故障が確認された。(第5節参照)

関西電力株式会社 大飯発電所

対象期間において、第 1、2 号機は停止中。第 3、4 号機は運転中

		実施期間	結果 / 特記事項
定期検査	第 1 号機	平成 22 年 12 月 10 日 ~ (実施中)	
	第 2 号機	平成 23 年 12 月 16 日 ~ (実施中)	
	第 3 号機	平成 23 年 3 月 18 日 ~ 平成 24 年 8 月 3 日	
	第 4 号機	平成 23 年 7 月 22 日 ~ 平成 24 年 8 月 16 日	
保安検査	第 3 回	平成 24 年 11 月 26 日 ~ 12 月 7 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全上重要な行為の保安検査 (第 1 号機)		
		平成 25 年 1 月 11 日 ~ 1 月 29 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		1 月 25 日 ~ 2 月 4 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 4 回	平成 25 年 2 月 25 日 ~ 3 月 8 日	安全上、特段留意すべき事項なし。

その他 平成 24 年 10 月から敷地内破砕帯調査を実施中。(第 3 節参照)  
平成 25 年 2 月 6 日に第 3 号機において運転上の制限の逸脱が発生、同日中に復帰 (立入検査で確認)。第 4 回保安検査において、要因分析や是正処置の策定が適切に実施されていることを確認。

関西電力株式会社 高浜発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

		実施期間	結果 / 特記事項
定期検査	第 1 号機	平成 23 年 1 月 10 日 ~ (実施中)	
	第 2 号機	平成 23 年 11 月 25 日 ~ (実施中)	
	第 3 号機	平成 24 年 2 月 20 日 ~ (実施中)	
	第 4 号機	平成 23 年 7 月 21 日 ~ (実施中)	
保安検査	第 3 回	平成 24 年 12 月 6 日 ~ 12 月 19 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全上重要な行為の保安検査 (第 1 号機)		
		平成 24 年 12 月 4 日 ~ 12 月 10 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		12 月 14 日 ~ 12 月 18 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 4 回	平成 25 年 2 月 25 日 ~ 3 月 8 日	安全上、特段留意すべき事項なし。

中国電力株式会社 島根原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

		実施期間	結果 / 特記事項
定期検査	第 1 号機	平成 22 年 11 月 8 日 ~ (実施中)	
	第 2 号機	平成 24 年 1 月 27 日 ~ (実施中)	
使用前検査	第 3 号機	建設段階における使用前検査実施中	原子力発電工作物の保安に関する省令第 17 条の表中三の工事の工程まで実施済み。
保安検査	第 3 回	平成 24 年 11 月 27 日 ~ 12 月 13 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全上重要な行為の保安検査 (第 2 号機)		
		平成 24 年 12 月 19 日 ~ 12 月 21 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		12 月 27 日 ~ 12 月 28 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 4 回	平成 25 年 2 月 28 日 ~ 3 月 15 日	安全上、特段留意すべき事項なし。

四国電力株式会社 伊方発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

		実施期間	結果 / 特記事項
定期検査	第1号機	平成23年 9月 4日～(実施中)	
	第2号機	平成24年 1月 13日～(実施中)	
	第3号機	平成23年 4月 29日～(実施中)	
保安検査	第3回	平成24年 12月 3日～12月 14日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全上重要な行為の保安検査(第1号機)		
		平成25年 1月 22日～1月 30日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		2月 5日～2月 14日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全上重要な行為の保安検査(第2号機)		
		平成25年 2月 20日～2月 26日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		3月 4日～3月 12日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成25年 2月 25日～3月 8日	安全上、特段留意すべき事項なし。

九州電力株式会社 玄海原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

		実施期間	結果 / 特記事項
定期検査	第1号機	平成23年 12月 1日～(実施中)	
	第2号機	平成23年 1月 29日～(実施中)	
	第3号機	平成22年 12月 11日～(実施中)	
	第4号機	平成23年 12月 25日～(実施中)	
保安検査	第3回	平成24年 11月 26日～12月 7日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成25年 2月 25日～3月 8日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全上重要な行為の保安検査(第3号機)		
		平成25年 2月 28日～3月 6日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		3月 5日～3月 11日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全上重要な行為の保安検査(第4号機)		
		平成25年 3月 15日～3月 21日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	3月 19日～3月 26日	安全上、特段留意すべき事項なし。	

九州電力株式会社 川内原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

		実施期間	結果 / 特記事項
定期検査	第1号機	平成23年 5月 10日～(実施中)	
	第2号機	平成23年 9月 1日～(実施中)	
保安検査	第3回	平成24年 12月 3日～12月 14日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全上重要な行為の保安検査(第1号機)		
		平成25年 1月 24日～1月 28日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		1月 25日～2月 4日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全上重要な行為の保安検査(第2号機)		
		平成25年 2月 5日～2月 12日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		2月 8日～2月 15日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成25年 3月 4日～3月 15日	安全上、特段留意すべき事項なし。

独立行政法人日本原子力研究開発機構 **高速増殖原型炉もんじゅ**

対象期間において、全ての原子炉が停止中

	実施期間	結果 / 特記事項
使用前 検査	建設段階における使用前検査（性能検査）中断中	
保安検査	第3回 平成24年11月26日～12月11日	保安措置義務違反及び保安規定違反を確認。
	第4回 平成25年3月4日～3月22日	第3回と同様、保安措置義務違反及び保安規定違反を確認。

その他 第3回保安検査で確認された保安措置義務違反等を受け、原因分析や再発防止対策を講じることを命じた。平成25年2月14、15日に立入検査を実施。第4回保安検査においても、事実関係や組織的要因について確認を実施。（第4節参照）

独立行政法人日本原子力研究開発機構 **原子炉廃止措置研究開発センターふげん**

廃止措置中（使用済燃料搬出期間中）

	実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査	平成24年9月1日～ 平成25年1月10日	技術上の基準に適合していることを確認。
保安検査	第2回 平成24年9月18日～9月21日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回 平成24年11月26日～11月30日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回 平成25年2月25日～3月1日	安全上、特段留意すべき事項なし。

※ 原子炉等規制法に基づき、保安検査は、年4回行うこととされている。例えば、表中の「第3回」は、平成24年度第3回目の保安検査であることを示す。

## 第7節 原子力安全研究の推進等

原子力規制委員会では、世界で最も高いレベルの原子力規制の実現や福島県を中心とした放射線モニタリングの充実・強化といった重要課題に対処するため、必要な予算要求を行い、原子力安全基盤機構等の関係独立行政法人と連携した安全研究を進めている。

具体的には、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、重大事故（シビアアクシデント）対策、地震・津波対策等、各種規制課題に対応する調査・試験・研究の実施や解析コードの開発のための事業、市町村及び住民等の要望を踏まえたきめ細やかな放射線モニタリングの実施や、関係機関による放射線モニタリング結果のデータベースの構築等のための事業等を実施した。

また、原子力規制庁に、原子力利用における安全の確保のための技術に関する研究の推進に関する事務を行う安全研究推進室を設置し、原子力安全規制のための研究が、規制上の課題に対応し、また規制上の優先度を踏まえたものとなるよう、関係機関が常にその内容を調整できる仕組みの検討を開始した。

また、国内外の原子力施設の事故情報等を収集・分析し、必要に応じて適時に規制に反映させるため、1～2か月に1回程度の頻度で、原子力規制庁において技術情報検討会を立ち上げることとし、第1回会合を平成25年3月25日に開催した。

## 第5章 危機管理体制の整備及び事故時の影響緩和のための取組

### 第1節 原子力災害対策の体制整備

#### 1. 政府の原子力災害対策の枠組み

東京電力福島第一原子力発電所事故の経験と教訓を踏まえた新たな原子力災害対策を構築するため、平成24年9月19日の原子力規制委員会の設置に合わせ、原子力基本法、原子力災害対策特別措置法等の関連法令が改正され、政府の新たな原子力災害対策の枠組みが構築された。

原子力災害対策に係る施策は、政府全体が一体的に取り組み、これを推進することが必要である。このため、平時から政府全体の原子力防災対策を推進するための機関として内閣に原子力防災会議が設置された。議長には内閣総理大臣、副議長には内閣官房長官、環境大臣、原子力規制委員会委員長を充て、議員に全ての国務大臣、内閣危機管理監を充てている。原子力防災会議の事務局長は、環境大臣が担う。

また、大量の放射性物質の放出等、原子力緊急事態が発生した場合に設置される原子力災害対策本部においては、副本部長に、従来の経済産業大臣に加え、内閣官房長官、環境大臣、原子力規制委員会委員長を充て、本部員に全ての国務大臣、内閣危機管理監を充てている。原子力災害対策本部における役割分担としては、原子力施設（オンサイト）の安全に係る技術的・専門的事項の判断については、原子力規制委員会が一義的に担い、原子力施設への対応に必要な機材調達や施設外（オフサイト）対応全般は、本部長（内閣総理大臣）指示に基づき、関係省庁が対応する。原子力災害対策本部の事務局長は、原子力規制庁長官が担う。

#### 2. マニュアル等の整備

このような新たな原子力災害対策の体制整備に伴い、我が国の防災に関する方針をまとめた防災基本計画の原子力災害対策編が改定された（平成24年9月6日）。この改定では、原子力規制委員会の設置による所掌の変更が行われたほか、本委員会を加えた官邸における危機管理体制やオンサイト・オフサイト対応における役割分担等が明記された。また、原子力発電所等が設置されている地域において想定地震や想定津波を検討する際には、地震の震源域や津波の波源域の詳細な調査分析を行うことや、地震・津波等による大規模な自然災害等により緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）が機能不全になった時に備え、あらかじめ代替施設を指定しておくこと等を定めた。

原子力規制委員会を含めた関係省庁における原子力災害発生時の対応を定め



るため、平成 24 年 10 月 19 日に開催された第 1 回原子力防災会議において、原子力災害対策マニュアルが了承された。同マニュアルにおいては、政府としての具体的な要員配置や対応手順等が定められ、原子力規制委員会は、官邸内に設置される原子力災害対策本部事務局のオペレーションルームに、原子力規制委員会委員長、委員及び専門職員が参集し、情報収集・情報発信、事業者の事故収束活動の監督、避難等の周辺住民に対する防護措置に係る専門的判断等を行うこととされた。また、電力本店等に設置される原子力施設事態即応センターへ原子力規制委員会委員及び原子力規制庁緊急事態対策監を派遣すること、オフサイトセンターに設置される現地対策本部へは、環境副大臣（または環境大臣政務官）や原子力規制庁原子力地域安全総括官を派遣すること等を定め、現地の対応体制を強化した。

原子力規制委員会設置法の附則により改正された原子力災害対策特別措置法の、平成 24 年 9 月 19 日の施行に併せて、オフサイトセンターの要件を定めた関係省令を改正するとともに、これを補足する技術基準を定めたガイドラインを策定した。オフサイトセンターの立地道府県において、改正省令やガイドラインに基づく施設状況の総点検を行った上で、その結果に応じて施設の移転や設備の増強を図ることとしている。また、オフサイトセンターにおける非常用電源設備の強化や防護服・マスク・飲食物の備蓄の拡充、代替オフサイトセンターへの移転を想定した通信資機材等の整備を実施した。

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力規制委員会設置法の附則により改正された原子力災害対策特別措置法の規定により、平成 25 年 3 月 18 日までに、原子力災害対策指針（後述）等に基づき、原子力災害発生時の避難計画等を含む地域防災計画を改定することとなった。各地方公共団体における改定に向けた検討を支援するため、説明会を実施するとともに、平成 24 年 12 月には地域防災計画作成マニュアル改訂版を策定した。また、UPZ（緊急防護措置を準備する区域、表 14 参照）に包含される地域は、複数の府県をまたがる場合も想定されるため、国が複数の府県間の広域的な地域防災に関する協議会を開催し、区域内での対策の整合を図る等の調整を実施した。さらに、地域防災計画の策定に当たり UPZ 決定の参考とすべき情報を得るために、福島第一原子力発電所事故と同程度の事故が、より厳しい条件で発生したと仮定した放射性物質の拡散シミュレーションを実施し、結果を公表した（10 月の公表後、12 月 13 日に修正。第 6 章第 2 節参照）。また、原子力災害対策指針に基づく地域防災計画については、平成 25 年 3 月末時点で、対象となる地方公共団体のうち約 4 分の 3 が策定を終えており、地域の原子力防災体制の充実・強化を図るため、引き続き地方公共団体の取組を支援していくこととしている。

これらの原子力災害対策は、原子力規制委員会に加え、内閣府に設置された

原子力災害対策担当室において対応しているが、その職員には原子力規制庁次長以下の原子力規制庁職員を併任発令し、相互の連携を図っている。

### 3. 原子力災害対策指針の策定

原子力災害対策特別措置法では、原子力規制委員会は、事業者、国、地方公共団体等による原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針を定めることとされている。このため、原子力規制委員会では、発足後速やかに同指針の議論を開始し、平成 24 年 10 月 31 日に同指針を策定した（表 14）。

表 14 原子力災害対策指針（平成 24 年 10 月 31 日決定）のポイント

原子力災害対策に係る基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指針の位置づけ</li> <li>・ 原子力災害の特徴</li> <li>・ 放射線被ばくの防護措置の基本的考え方</li> </ul>
原子力災害事前対策に係る事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時における避難を含めた防護措置の実施基準としてのEAL<sup>9</sup>・OIL<sup>10</sup>の設定</li> <li>・ 原子力災害対策に特有な対策を予め講じる範囲として、即時避難が必要なPAZ<sup>11</sup>（施設から5kmキロを目安）、状況に応じて避難等を実施するUPZ<sup>12</sup>（施設から30kmを目安）の導入</li> <li>・ 平時から、放射性物質の放出形態や原子力災害の特殊性、放射線被ばくの防護措置等に関して住民等への情報の提供</li> <li>・ 住民等も含めた関係機関との連携のための総合的な防災訓練や実地に近い形の防災訓練の実施</li> <li>・ 住民等の避難の際、社会的弱者等の自力避難が困難な要援護者に対する配慮</li> <li>・ UPZに包含される地域は、複数の道府県の一部を含む場合も想定されるため、国が積極的に関与して、区域内での対策の整合を図り、複数の道府県間の調整等を行う。</li> <li>・ その他、モニタリング、災害医療機関と連携した被ばく医療等の体制の構築等の事前準備</li> </ul>
緊急事態応急対策に係る事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 迅速に状況把握するための緊急時モニタリングの実施</li> <li>・ 住民等への迅速かつ的確な情報提供</li> <li>・ EAL・OILに基づく適切な防護措置（屋内退避、避難、安定ヨウ素剤服用等）の実施</li> </ul>
原子力災害中長期対策に係る事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放射線による健康・環境への影響の長期的な評価</li> <li>・ 影響を最小限にするための除染措置の実施</li> </ul>

<sup>9</sup> Emergency Action Level：緊急時活動レベル。施設の状態に基づき設定される。

<sup>10</sup> Operational Intervention Level：運用上の介入レベル。空間線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の計測可能な値で表される。

<sup>11</sup> Precautionary Action Zone：予防的防護措置を準備する区域

<sup>12</sup> Urgent Protective action planning Zone：緊急防護措置を準備する区域

緊急時における防護措置の実施の判断基準となる EAL、OIL（表 14 参照）について、その具体化やそれに応じた防護措置、スクリーニングや安定ヨウ素剤の予防服用等の被ばく医療等については、同指針策定後もその内容の充実を図るべく、原子力災害事前対策等に関する検討チーム及び緊急被ばく医療に関する検討チームにおいて検討が行われた。また、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI<sup>13</sup>）等による気象予測や大気中の放射性物質の拡散予測の結果の活用の在り方についても検討した。これらの検討結果を受け、平成 25 年 1 月 30 日から原子力災害対策指針の改定原案に対するパブリックコメントを行い、その結果を受け、2 月 27 日の委員会において同指針の改定を決定した（表 15）。

表 15 原子力災害対策指針の改定（平成 25 年 2 月 27 日）のポイント

原子力災害事前対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急事態の初期対応段階を、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態に区分</li> <li>・ 上記区分を判断する EAL、及び全面緊急事態に至った後の防護措置の実施基準としての OIL を具体化</li> </ul>
被ばく医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急・災害対策医療組織の活用、医療機関の広域的連携</li> <li>・ PAZ 内住民への事前配布等、安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備</li> <li>・ スクリーニングの実施体制の整備</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SPEEDI を、放射性物質の放出状況の逆推定に活用</li> <li>・ 気象予測等の結果を防護措置実施等の参考として活用</li> <li>・ 東京電力福島第一原子力発電所は、他施設とは区別した検討が必要</li> </ul>

また、緊急時モニタリングの在り方に関する検討チームにおいて、原子力災害対策指針に反映させることを前提に、実効的な緊急時モニタリング体制や OIL の変更手順等について検討し、平成 25 年 3 月 11 日に議論を取りまとめた（表 16）。

表 16 緊急時モニタリングについて、原子力災害対策指針に盛り込むポイント

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の統括の下で地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関が、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら連携</li> </ul>
目的、定義等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故による放射線状況の情報収集と OIL に基づく防護措置の実施への判断材料の提供</li> <li>・ 住民と環境への放射線影響の評価材料の提供</li> </ul>
事前準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国は、現地に緊急時モニタリングセンターの体制を準備し、また要員・資機材の動員計画を作成</li> <li>・ 地方公共団体は緊急時モニタリング計画を作成</li> </ul>
実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国は緊急時モニタリング実施計画を作成</li> <li>・ 関係者は緊急時モニタリング実施計画に基づく緊急時モニタリングを実施</li> <li>・ 緊急時モニタリング結果の解析・評価及び公表は国が一元的に実施</li> </ul>

<sup>13</sup> System for Prediction of Environmental Emergency Dose Information

## 第2節 緊急時対応への取組状況

平成24年9月19日の第1回の委員会において、警戒事象<sup>14</sup>が発生した際の規制委員会の対応について定めた、「原子力規制委員会初動対応マニュアル」を決定した。また、緊急時における情報連絡を円滑かつ確実なものとするため、国、地方公共団体、事業者における各拠点が接続されたテレビ会議システム、衛星回線を活用した通信システム等を整備した。

平成24年10月25日に宮城県沖で地震が発生（石巻市で震度5弱を観測）した際には、上記マニュアルに沿って原子力規制委員会委員長以下、委員及び原子力規制庁幹部が原子力規制委員会非常災害対策センター（ERC<sup>15</sup>）に参集し、原子力規制委員会原子力事故警戒本部を設置して緊急時対応を行った。また、10月5日には、更田委員が、自衛隊及び警察の協力を得て、日本原燃株式会社六ヶ所再処理施設への現地参加訓練を行ったほか、11月には原子力規制委員会委員及び原子力規制庁幹部等を対象とした参集訓練を、12月には課長級以下の原子力規制庁職員を対象とした通信機器の習熟訓練及び官邸の危機管理センターとの情報伝達訓練を実施した。

訓練等により得た教訓を踏まえ、平成25年2月に原子力規制委員会初動対応マニュアルを見直し、原子力規制委員会委員及び原子力規制庁幹部・管理職の参集体制の強化や宿日直体制の増強等を行った。

事故の際には、適切に放射線モニタリングが実施できるよう、地方放射線モニタリング対策官事務所にモニタリングカーを配備するとともに、平成24年10月19日、原子力緊急事態における原子力規制委員会の応急対策に関して技術的事項の検討に関する支援を行う緊急事態応急対策委員を任命した。

また、緊急事態対応能力の強化に向けて、原子力発電所等における緊急事態発生時に対応する担当委員と原子力規制庁職員が、各事業者において事故対応の中核となるグループとのヒアリングや意見交換等の取組を実施するとの方針が、平成25年3月6日の委員会で決定された。

---

<sup>14</sup> 原子力施設等立地市町村における震度5弱以上の地震の発生、原子力施設等立地道府県における震度6弱以上の地震の発生又は大津波警報の発令等

<sup>15</sup> Emergency Response Center

### 第3節 環境モニタリング

#### 1. 総合モニタリング計画

東京電力福島第一原子力発電所事故に係る放射線モニタリングについては、モニタリングの状況の変化を捉えつつ、周辺環境における全体影響を評価し、今後の対策の検討に資する観点から、関係府省、福島県等が連携し、「総合モニタリング計画」（平成23年8月2日モニタリング調整会議決定、平成24年3月15日改定、4月1日一部改定）に沿って、陸域、海域、食品、水環境等のモニタリングを実施している（表17）。原子力規制委員会発足後は、同委員会が放射線モニタリングの取りまとめと司令塔機能を担っている。

表17 総合モニタリング計画に基づく主なモニタリング体制（平成25年3月末現在）

対象	実施主体
全国的な環境一般	文部科学省 <sup>※1</sup> 、各都道府県等
福島県全域の環境一般	文部科学省 <sup>※1</sup> 、原子力災害対策本部、福島県等
海域	文部科学省 <sup>※1</sup> 、国土交通省、環境省、水産庁、海上保安庁、福島県等
学校、保育所等	文部科学省 <sup>※2</sup> 、厚生労働省、福島県
港湾、空港、公園、下水道等	国土交通省、自治体等
水環境、自然公園等、廃棄物	環境省、福島県等
農地土壌、林野、牧草等	農林水産省、林野庁、都道県等
食品	厚生労働省、農林水産省、各都道府県等
水道水	厚生労働省、都県

※1 平成25年4月から原子力規制委員会が実施

※2 平成25年4月から原子力規制委員会が一部を実施

#### 2. 環境モニタリング結果の解析

総合モニタリング計画に基づく放射線モニタリングの結果が得られた都度その内容を確認し、解析を実施して委員会で報告するとともに、その解析内容をホームページにおいて公表した。

これまで原子力規制委員会で6回（平成24年10月10日、11月14日、12月12日、平成25年1月16日、2月20日、3月19日）報告した。福島県については、放射性セシウムの物理的減衰と降雨等の自然現象の影響等でわずかながら減少する傾向であった。

なお、異常な事態が発生した場合には、関係機関への連絡、モニタリング結果の内容確認、プレス発表等の必要な対応を速やかに実施することとしている。

#### 第4節 核物質防護対策の取組状況

原子力規制委員会の発足に伴い、核物質防護（核セキュリティ）に関する関係行政機関の事務の調整機能が原子力委員会から移管された。核セキュリティに関する課題は多岐にわたり、また、2010年（平成22年）4月及び2012年（平成24年）3月の2回にわたり開催された核セキュリティサミットにおいては核セキュリティ対策を一層強化する必要性が確認される等、国際的にも重要な課題である。

平成25年3月4日の「核セキュリティに関する検討会」では、従前、核セキュリティに関する事務を担っていた原子力委員会での議論等も踏まえ、(1)個人の信頼性確認制度の導入<sup>16</sup>、(2)核物質輸送時の核セキュリティ対策、(3)盗取対策等の放射性物質及び関連施設の核セキュリティについて優先して検討することとした。

東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓及び平成23年1月にIAEAが発行した「核物質及び原子力施設の防護に関する核セキュリティ勧告(INFCIRC/225)」の第5次改定(Rev.5)を踏まえ、経済産業省及び文部科学省は、平成23年度に原子力施設の核物質防護措置を定めた省令（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等）を改正し、防護措置の強化を図った。当該改正等を受けて行われた核物質防護規定の変更に係る認可等の件数は、表18のとおりである。

表18 核物質防護規定の認可等の件数（平成24年9月19日～平成25年3月31日）

核物質防護規定の変更の認可	45件 (内訳) 実用発電用原子炉 17件 再処理施設 1件 試験炉施設 7件 核燃料物質使用施設 20件
核物質防護規定の廃止の報告の受理	1件
核物質防護規定の遵守状況の検査	41件 (内訳) 実用発電用原子炉施設 16件 研究開発段階炉 1件 再処理施設 2件 加工施設 2件 廃棄物管理施設 1件 試験炉施設 6件 核燃料物質使用施設 13件
特定核燃料物質の運搬に関する取決めの締結に関する確認証の交付	29件

<sup>16</sup> 「核物質及び原子力施設の防護に関するセキュリティ勧告」(INFCIRC/225/Rev.5)において、内部者による情報漏えい又は妨害破壊行為等により、核セキュリティの実効性が悪影響を受ける可能性があることから、こうした脅威を最小化する防護措置の1つとして、個人の信頼性確認の実施を勧告。

## 第6章 原子力規制行政に対する信頼の確保に向けた取組

### 第1節 透明性・中立性の確保

#### 1. 意思決定過程の透明性の確保

原子力規制の信頼を回復するためには、意思決定過程の透明性を確保することが重要である。意思決定までの経緯及び議論の内容を明らかにするため、第1回の委員会で決定した「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」では、(1) 開示請求不要の情報公開体制の構築、(2) 公開議論の徹底、及び(3) 文書による行政の徹底、を基本方針として定め、原子力規制委員会、審議会及び検討チーム等の議事、議事録及び資料を原則として公開することとした。

同方針に基づき、委員3人以上が参加する規制に関わる打合せや原子力規制委員又は原子力規制庁職員と被規制者等との面談については、議事概要を作成し、参加者氏名や使用した資料とともに公開し、重要なものについては原子力規制委員会において概要を報告することとした。

そうした中、平成25年1月22日、原子力規制庁審議官（当時）が、事業者と一人で面談し、有識者会合で使用予定であった公開前の報告書案を事前に手交するという不適切な行為が行われた。これを受け、2月1日付けで同審議官を訓告処分とし、文部科学省に異動させるとともに、2月6日の委員会において、被規制者等との面談は、規制に関するもの以外も含め二人以上で対応し、面談の予約・実施状況を公開すること等の再発防止策を決定した。

原子力規制委員会及び検討チーム等については、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」及び「原子力規制委員会議事運営要領」等に基づき、原則として公開で会議を開催した。その際、インターネット動画サイトの「YouTube」及び「niconico」に公式ページを設け、原子力規制委員会及び各種検討チーム等を可能な限り「YouTube」において生中継するとともに、「YouTube」及び「niconico」において録画及び要約版の公開を行った。さらに、原子力規制委員会及び検討チーム等の会議資料を、会議の開始と同時に原子力規制委員会ウェブサイトで入手できるよう掲載し、動画視聴者の利便を図った。議事録については、原子力規制委員会については開催の翌日、検討チーム等については、開催から1週間後を目途にウェブサイトに掲載した。

また、原子力規制委員会委員長が週1回、報道官として原子力規制庁次長が週2回、定例で記者会見を行っている（加えて、必要に応じ、臨時の記者会見を行っており、これも合わせると平成24年9月19日から平成25年3月31日の間に延べ84回の記者会見を実施）。記者会見についても、原子力規制委員会及び検討チーム等と同様に生中継、録画の公開を行うとともに、議事録につい

ては、可能な限り委員長会見は同日中、報道官会見は翌日中にウェブサイトに掲載している。

## 2. 意思決定過程の中立性の確保

原子力規制の信頼を回復するためには、意思決定に関与する者の中立性を確保することが不可欠である。このため、平成 24 年 9 月 19 日の第 1 回の委員会において、「原子力規制委員会委員長及び委員の倫理等に係る行動規範」を定め、委員長及び委員の在任期間中における原子力事業者等からの寄附の受取禁止や、就任前直近 3 年間の寄附や指導学生の原子力事業者等への就職の状況について公開することを定めた（平成 24 年度末現在の委員長及び委員については、平成 24 年 7 月 26 日の人事案国会提示の際に公開済み）。

平成 24 年 10 月 10 日の委員会においては、「原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」を定め、原子力規制委員会が電気事業者等に対する原子力規制について外部有識者の意見を聴く場合には、当該外部有識者について事業者との関係に関する情報公開の徹底を図ることとした。さらに、電気事業者等の個別施設の安全性を新たに審査する場合や、個別施設の過去の審査結果そのものについて再度審査する場合については、直近 3 年間に当該電気事業者等の役職員であった経歴、個人として 1 年度当たり 50 万円以上の報酬の受領、当該個別施設の過去の審査への関与がない場合に限り、外部有識者として選定することとした。また、放射線審議会委員の任命に当たっても、同様の要件等を定めた。

この要件等に基づき、各検討チーム等に属する委員から自己申告のあった内容について、原子力規制委員会ウェブサイトに掲載し、公開した。また、個別施設の過去の審査結果を再審査することになる原子力発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合については、関係学会から推薦のあった有識者から、個々の原子力施設の安全審査に関わった経験のない学識経験者を選定することとした。

## 3. 独立性の確保と孤立・独善を防ぐための取組

原子力規制における独立した意思決定は、適切な規制のために重要なものであり、各国の原子力規制機関において、組織理念の重要な要素として掲げられている。一方で、規制機関が孤立し、独善的な判断に陥ることになってはならない。このため、原子力規制委員会は、独立性の高いいわゆる「3 条委員会」として設置され、行動原則として、「何ものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う。」を掲げる一方で、「国内外の多様な意見に



耳を傾け、孤立と独善を戒める。」ことも行動原則としている（表1参照）。

こうした原則の下、原子力規制委員会は、検討チーム等において外部有識者を構成員に含め、その知見を活用するとともに、それ以外の専門家や関係事業者からのヒアリングも積極的に実施した（各検討チーム等の総計で24回のヒアリングを実施）。

また、委員会においても、原子力規制委員会の取組について国内外の有識者から幅広い観点で意見を伺うべく、平成24年11月21日には、国会・政府に設けられた事故調査委員会<sup>17</sup>やNPO活動に携わる方々との意見交換を、12月18日の委員会においては、国際アドバイザーとの意見交換を行った。さらに、国際会議等の機会を活用し、主要国の原子力規制機関との意見交換を行っている（第3節参照）。

関係の専門家や事業者等との面談についても、より密度の高いコミュニケーションを図り、国内外の知見の収集、規制内容の十分な理解の促進、緊急時における迅速な対応をとるための関係を構築する等の観点から、情報を公開し、透明性を十分に確保することを前提としつつ、積極的に実施した。

さらに、新規制基準の策定や原子力災害対策指針の策定に向けて、計7件のパブリックコメントを実施し、広く国民の意見を募集して、当該意見に対する原子力規制委員会の考え方を公表した。特に、新規制基準に関しては、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく規則等の条文案のパブリックコメントを実施する前に、骨子案の段階でもパブリックコメントを行い、国民の意見提出の機会をより一層拡充した。

また、原子力規制委員会ウェブサイト内の意見受付用ページやコールセンターを設け、インターネットや電話を通じて、日常的に国民の意見・質問を受け付ける体制を整えている（1日平均で、ウェブサイト内のページを通じて約10件、コールセンターに約40件の意見・質問が寄せられた。）。

なお、平成25年1月28日、衆議院に「原子力問題調査特別委員会」が設置されたことに伴い、同委員会に、原子力規制委員会委員長が出席し、原子力規制委員会の取組等について説明するとともに、質疑応答が行われた。

---

<sup>17</sup> 国会事故調査委員会及び東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会（政府事故調査委員会）

## 第2節 人材の確保・専門性の向上等

### 1. 人材の確保・専門性の向上、組織体制の強化

原子力規制は、高度な専門技術的判断が求められる行政分野である。規制当局が事業者の「虜（とりこ）」とならないためには、専門性を有する人材を必要な規模で確保し、また、継続的にその専門性を向上させていくことが不可欠である。

このため、まずは現在の職員の専門性の向上のため、職員向けの研修プログラムを設け、計画的に実施した。具体的には、(1) 法律上の資格が必要とされる原子力保安検査官、原子力防災専門官等に対する原子力規制に関する専門研修、(2) 実物大の機器・設備を用いた検査実習や模擬試験装置を使った異常事象の発生メカニズムや計測方法等を習得する実技研修、(3) 実機のプラントシミュレータを用いた重大事故（シビアアクシデント）対応も含めた運転制御の実習等、基礎知識の習得から専門性の向上を図るための研修を実施した。また、原子力工学に関する知識の維持・向上を図る観点から、大学院レベルのテキストを用いた講義の実施等の新たな取組を開始した。さらに、職員一人一人の意識を高めるための取組として、国としての危機管理の在り方についての講演会、品質管理に関する講演会を実施した。

また、国内の関連大学院へ職員 3 名を派遣し、米国原子力規制委員会（以下「NRC<sup>18</sup>」という。）等の海外の原子力規制機関や IAEA 等の国際機関への職員の派遣に向けた準備も進めた。

さらに、専門的な知識や経験を有する者を原子力規制委員会発足時及び年度途中においても 13 人採用するとともに、平成 25 年度以降を見据えた新卒・中途採用の活動を開始する等、人材の確保のための取組に着手した。

また、原子力安全基盤機構が行う業務を原子力規制委員会に行わせるため、可能な限り速やかに原子力安全基盤機構を廃止するものとし、原子力安全基盤機構の職員である者が原子力規制庁の相当の職員となることを含め、このために必要となる法制上の措置を速やかに講ずるものとする。このほか、原子力利用における安全の確保に関するより効率的かつ効果的な規制が行えるよう、独立行政法人その他の関係団体の組織及び業務の在り方について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。平成 25 年 3 月 27 日の委員会においては、原子力規制委員会の事務局である原子力規制庁と原子力規制委員会の技術支援機関である原子力安全基盤機構との間で、基準策定や審査・検査、安全研究等の原子力規制に直接的に関係する業務に加え、人事交流・研修等の人材育成等についても連携強化を進めていくことを決定した。

---

<sup>18</sup> Nuclear Regulatory Commission

なお、規制の独立性、中立性を確保する観点から、原子力規制委員会設置法附則第 6 条第 2 項において、原子力規制庁職員については、法施行後 5 年間の経過措置を設けつつ、原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織への配置転換を認めないことされており（いわゆる「ノーリターンルール」）、同項の趣旨を踏まえて対応している。

## 2. 業務の品質管理の徹底

平成 24 年 10 月に公表された放射性物質の拡散シミュレーションの試算結果について、その後度重なる誤りが判明したことを踏まえ、大量データを扱うシミュレーション等については、発注時や仕様変更時等において作業が適切に行われるよう、作業の目的や作業体制の確認等を行うこととし、さらに、これらのプロセスの遵守状況を確認するための業務品質管理室を設置して品質管理プロセスを強化した。また、品質管理に関する原子力規制庁全体の意識を高めるために、職員に対する品質保証関係の研修を実施した。

### 第3節 国際機関及び諸外国との連携・協力

東京電力福島第一原子力発電所事故の知見及び教訓、国際的な安全基準並びに最新の科学技術情報を踏まえた我が国の原子力安全の向上に係る取組状況を国際社会に情報発信すること、また、海外の最新の知見を取り入れ、これを国内の規制基準等に反映させることは、我が国の原子力規制活動に対する国際的な信頼を得るとともに、原子力安全の向上のために重要である。そのため、原子力規制委員会は、我が国の原子力安全の向上に係る取組状況について国際社会に情報発信するとともに、我が国のより一層の原子力安全の向上に資するべく、諸外国の原子力安全に係る経験や知見を積極的に学ぶため、諸外国及び国際機関と積極的に連携・協力を進めることとしている。

#### 1. 原子力規制委員会の発足に伴う主要国原子力規制機関等への歴訪

平成 24 年 10 月 22 日から 26 日の日程で米国、英国及びフランスの原子力規制機関及び IAEA に大島委員及び原子力規制庁職員を派遣し、新設された原子力規制委員会の概要及び原子力規制への取組状況等について説明するとともに、今後の連携・協力の在り方等について意見交換を行った。また、米国、英国及びフランスの原子力規制機関との原子力安全に関する協力を今後更に深めるため、原子力安全に関する協力に関する二国間取決めの作成に向けた調整を行うこと等で一致した。

#### 2. 国際機関（IAEA、OECD/NEA）との連携・協力

平成 24 年 12 月 15 日から 17 日に日本政府と IAEA の共催により開催された「原子力安全に関する福島閣僚会議」の専門家会合において田中委員長が基調講演を行い、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓と対応状況、原子力規制委員会の発足と原子力規制行政の信頼回復に向けた取組について情報発信した。また、大島委員が原子力安全における組織的・人的要因に焦点を当てたパネル・プレゼンテーションを行った。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故の知見及び教訓、国際的な安全基準並びに最新の科学技術情報を踏まえた我が国の原子力安全の向上に係る取組状況を国際社会に情報発信するため、原子力規制委員会委員は、IAEA や経済協力開発機構原子力機関（以下「OECD/NEA」という。）が主催する下記の国際会議に出席し、情報・意見交換を行った。

- ・第 3 回放射線防護における科学と価値に関するワークショップ及び第 6 回放射線防護体系の進展に関するアジア会議（平成 24 年 11 月 6 日～8 日、東京）

- ・ OECD/NEA原子力施設安全委員会（CSNI<sup>19</sup>）（平成24年12月5日～6日、パリ）
- ・ OECD/NEA原子力施設安全委員会（CSNI）ビューロ会合（平成25年3月11日～15日、ワシントンDC）
- ・ IAEA 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る包括的報告書に関する諮問委員会会合（ITAG<sup>20</sup>）（平成25年3月21日～22日、ウィーン）

### 3. 地域協力・二国間協力

海外の原子力規制機関との今後の原子力安全に係る協力について意見交換を行うため、上記の福島閣僚会議の開催期間中に米国、英国、フランス、ドイツ、カナダ、ロシア、韓国、ベトナム及びベラルーシの原子力規制機関とそれぞれ会談を行い、田中委員長は、NRC及びフランス原子力安全局（以下「ASN<sup>21</sup>」という。）と原子力安全の協力に関する従来の二国間取決めが引き続き有効なものであることを確認するための覚書にそれぞれ署名した。

北東アジア地域の原子力安全の向上と地域協力の強化を図るため、原子力発電所を有する日本、中国及び韓国の原子力規制機関は、平成24年11月29日に韓国・ソウルにて「第5回日中韓原子力安全上級規制者会合」を開催した。同会合には大島委員が出席し、協力推進のための基本的枠組み等を記した協力覚書を改訂した上、署名した。また、平時及び緊急時の情報交換等に関する協力強化に向けた検討の実施で一致する等、原子力安全に関する共通課題や技術向上のための有効な情報意見交換を行った。

アジア諸国、特に原子力発電の導入を予定しているベトナムの放射線・原子力安全規制庁（以下「VARANS<sup>22</sup>」という。）の安全管理等に関する知識や技量の向上を図るため、原子力規制委員会は、原子力安全基盤機構を通じて、平成24年10月1日から11月30日及び11月12日から12月21日の計2回、東京でVARANS職員に対する原子力規制に関する研修を実施した。

また、更田委員及び大島委員が、平成25年2月20日、東京でASNと原子力安全に係る意見交換を行った。3月13日には、大島委員がモスクワでロシア原子力規制機関（ROSTECHNADZOR）と原子力安全の協力に関する意見交換を行った。

### 4. 国際アドバイザー

原子力規制委員会は、新しい規制機関としての組織の在り方、規制活動への

<sup>19</sup> Committee on Safety of Nuclear Installations

<sup>20</sup> International Technical Advisory Group

<sup>21</sup> Autorité de sûreté nucléaire

<sup>22</sup> Vietnam Agency for Radiation and Nuclear Safety

取組等を含む全般的な課題について広く国際的な知見を反映させることが重要と考え、海外の有識者からの助言を得ることを目的に、米国、英国及びフランスの原子力規制機関のトップとしての豊富な経験、国際的な幅広い活動歴を有する3名（表19）の有識者を国際アドバイザーとして委嘱した。平成24年12月18日の委員会においては、国際アドバイザーを招致して、情報・意見交換を行った。その際、国際アドバイザーからは、継続的に安全性の向上を目指す安全文化を醸成する上での規制当局と事業者のそれぞれの役割や、国民からの信頼を回復するための規制当局としての活動の在り方について意見が述べられた。

表19 国際アドバイザー<sup>23</sup>

アンドレ・クロード・ラコスト André-Claude Lacoste	ASN 前委員長 2007年（平成19年）のIAEAによる 対日総合規制評価サービス（IRRS <sup>24</sup> ）団長
リチャード・メザーブ Richard A. Meserve	NRC 元委員長 IAEA 国際原子力安全諮問グループ（INSAG <sup>25</sup> ）議長 国会事故調査委員会における参考人
マイケル・ウェイトマン Michael Weightman	英国原子力規制機関（ONR <sup>26</sup> ）前機関長 IAEA 福島第一原子力発電所事故調査専門家チーム団長

<sup>23</sup> 肩書きは、平成25年3月31日現在

<sup>24</sup> the Integrated Regulatory Review Service

<sup>25</sup> International Nuclear Safety Group

<sup>26</sup> Office for Nuclear Regulation

#### 第4節 原子力施設安全情報に係る申告制度

原子炉等規制法では、事業者による法令違反行為等を早期に発見することにより、原子力災害を未然に防止するため、原子力事業者の違法行為に関する従業者等からの申告を受け付け、事実関係を精査し、必要に応じて原子力事業者に対する指示等の是正措置を講じる「原子力施設安全情報に係る申告制度」が設けられている。

本制度の運用に際しては、原子力規制庁が行う調査等の中立性、透明性等の確保の観点から、外部の有識者で構成される「原子力施設安全情報申告調査委員会」を設置し、その監督の下、申告者の個人情報の保護に注意を払いつつ、できるだけ早期に処理し、運用状況を公表することとしている。平成24年度末時点の運用状況は、処理中案件1件、処理済案件0件となっている。

## 付章 平成 25 年度当初の主な取組

平成 25 年度当初（4 月 1 日～4 月 30 日）における原子力規制委員会の所掌事務の処理状況の主なものについて以下のように付する。

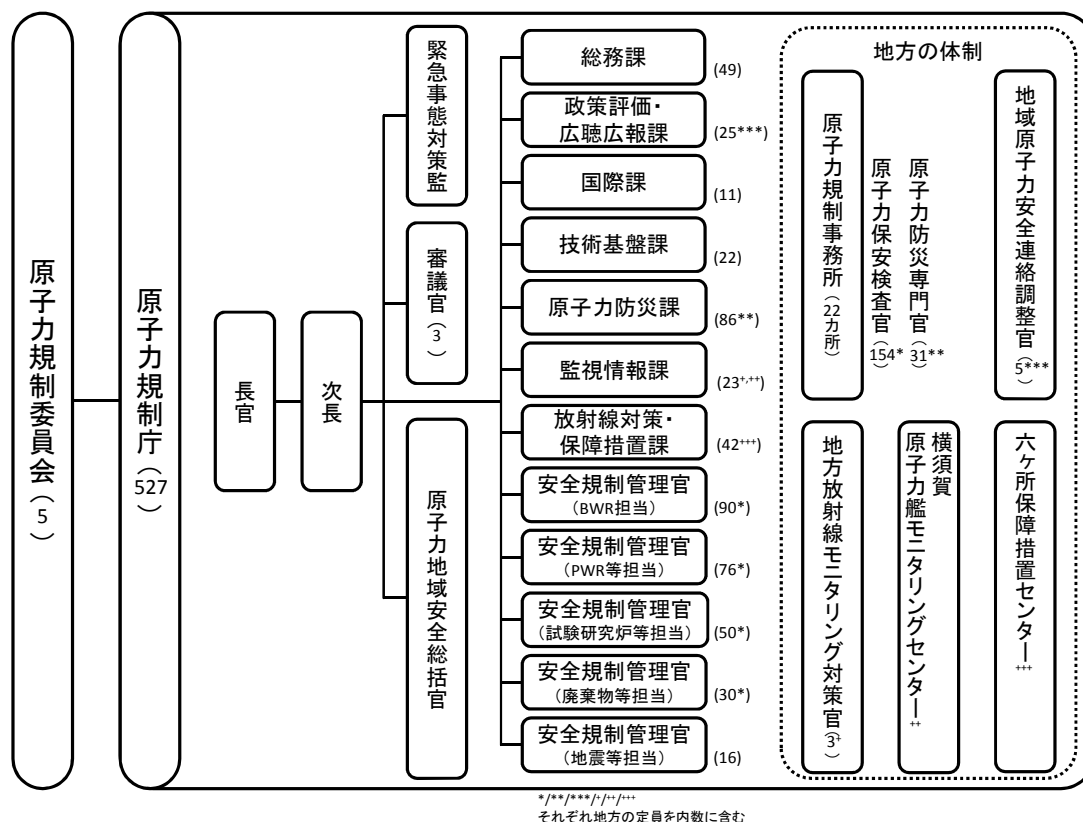
### 第1節 組織の拡充

平成 25 年 4 月 1 日、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴い、モニタリング実施、放射性同位元素等の使用等の規制、国際約束に基づく保障措置に係る事務が文部科学省から移管された。

事務の移管に伴い、定員が 473 名から 527 名となり、新たに放射線対策・保障措置課を置いた（付図 1）。

また、日本原子力研究開発機構の一部も所管することとなった。

平成 25 年度の当初予算（案）は 57,308 百万円であり、内訳は付表 1 のとおりである（なお、内閣府において、別途、原子力防災関連予算 13,763 百万円（案）が計上されている）。



付図 1 原子力規制委員会組織及び定員（平成 25 年 4 月 1 日現在）



付表 1 原子力規制委員会の平成 25 年度当初予算（案）の内訳

（百万円）

	平成 25 年度 当初予算額
一般会計	7,850
エネルギー対策特別会計	42,888
東日本大震災復興特別会計	6,570
合 計	57,308

## 第2節 東京電力福島第一原子力発電所における事故・トラブルへの対応等

東京電力福島第一原子力発電所においては、事故発生後、応急的な設備に依存している状況であり、設備の恒設化の途上であるため、依然としてリスクが高いのが実態である。平成25年4月1日以降も、同発電所では、付表2に示すとおり、事故・トラブルが相次いで発生した。原子力規制委員会では、東京電力に対して必要な対応を指示するとともに、特定原子力施設監視・評価検討会での審議を通じ（4月12日、19日に開催）、リスク要因の洗い出しとリスクの軽重に応じた対策の検討を行うこととしている。また、4月19日より、可能な限り、早期に廃炉を実現するための検討の場として、経済産業大臣が議長である「東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議」に規制当局として参加し、技術的・専門的助言を行う等、経済産業省や関連機関と連携を図ることとした。さらに、福島第一原子力規制事務所の増員等の現地監視体制の強化を進めている。

付表2 平成25年度当初に東京電力福島第一原子力発電所で発生した事故・トラブル

正門ダストモニタで警報発生 (4月3日)	発電所正門の連続ダストモニタで警報発生。可搬型ダストモニタにより測定し、周辺環境の放射線レベルに異常はないことを確認。当該モニタに異常が生じたと判断し他のモニタに取り替えた。 原因は調査中。
多核種除去設備の誤操作による自動停止 (4月4日)	試験運転中の多核種除去装置（ALPS）が自動停止。現場確認の結果、設備異常がないこと、誤操作防止のために再発防止対策の検討を行った上で、4月5日試験運転を再開。 原因は作業員の誤操作によるもの。
ほう酸水タンクヒータの一時停止 (4月5日)	1～3号機共通のほう酸水注入設備ほう酸水タンクのヒータの電源設備に焦げ跡を確認。別系統のヒータを立ち上げて温度制御を継続。 原因は調査中。
3号機使用済燃料プール冷却設備が停電停止 (4月5日)	3号機の使用済燃料プール冷却設備で電源の異常が発生し停止。原因は、小動物侵入防止のための金網を電源設備付近に設置していたところ、針金の一部が通電部に接触して地絡が発生したと推定。 原子力規制委員会委員長より、(1)現状と復旧見込みを速やかに公表すること、(2)このような事態が続く原因を速やかに究明することを指示。
正門前の連続ダストモニタで機器異常の警報発生 (4月5日)	発電所正門の連続ダストモニタで警報が発生。別のダストモニタを用いて正門付近の放射性物質の濃度を測定した結果はバックグラウンドと同レベルであり、異常なし。 警報の原因は、測定のためのサンプリング流量が一時的に低下したためと推定。
地下貯水槽から汚染水の漏えい (4月5日～)	7箇所ある地下貯水槽のうち、3箇所の地下貯水槽で汚染水の漏えいが発生。東京電力では、別の地下貯水槽への汚染水移送や地下貯水槽の監視強化等、対応中。原因は調査中。 原子力規制委員会委員長より、(1)地下貯水槽等のモニタリングの強化、(2)汚染水の海洋流出防止に万全を期すことを指示。

港湾内のシルトフェンスの切断 (4月8日)	港湾内の5、6号機取水口付近の2つのシルトフェンスが切断。原因は調査中。
地下貯水槽の汚染水の移送配管からの漏えい (4月11日)	4月5日から発生していた地下貯水槽からの汚染水の漏えいを受け、地下貯水槽(No.3)から地下貯水槽(No.6)への汚染水の移送を開始したところ、配管のフランジ部から漏えい。
3号機のがれき撤去作業での不具合 (4月18日)	3号機の鉄骨がれきの撤去作業中に使用済燃料プールのスキマサージタンクのふたが持ち上がり、がれきが複数落下したことを確認。東京電力に対し、3号機使用済燃料プール代替冷却システムの監視強化とふたの隙間を塞ぐ方策の検討を指示。4月22日、東京電力はふたに養生を設置。
使用済燃料共用プール建屋内での水たまりの発見 (4月21日)	使用済燃料共用プール建屋1階のキャスク搬送台車エリアの床面に水たまりを発見。水たまりでは使用済燃料共用プール水に含まれる放射性物質は検出されず、雨水や地下水が隣接する建屋の接続部からにじみ出たものと推定。
2号機使用済燃料プール代替冷却系の電源盤内でネズミの死骸 (4月22日)	2号機の使用済燃料プール代替冷却系の電源盤内でネズミの死骸2体を発見。ただし、同冷却系への給電は維持。2号機の使用済燃料プール代替冷却系を停止し、死骸を取り除き、電源盤に異常がないことを確認し、小動物対策を講じた上で復帰。

また、原子炉等規制法第64条の4に基づき、東京電力福島第一原子力発電所は、原子炉施設の状況に応じた適切な方法により管理するための規則・告示を4月3日の委員会において決定し、4月12日に公布・施行された。

### 第3節 規制制度の見直し等の状況

#### 1. 安全目標の検討

安全目標とは、原子力施設の規制を進めていく上で、達成を目指す目標である。安全目標については、旧原子力安全委員会において平成13年より議論が積み重ねられていたものの、決定には至っていなかった。

原子力規制委員会は、平成24年度から検討を進め、平成25年4月10日の委員会において、旧原子力安全委員会安全目標専門部会において取りまとめられていた成果を今後の安全目標の議論の基礎とするとともに、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、放射性物質による環境への汚染についての目標を追加することとし、「事故時のCs137の放出量が100TBqを超えるような事故の発生頻度は100万炉年に1回程度を超えないように抑制されるべきである(テロ等によるものを除く)」ことを、全ての発電用原子炉に区別なく適用することが合意された。安全目標に関しては、今後とも検討を継続していくこととされた。

#### 2. 規制基準等の見直し

平成25年7月18日までに施行することとされている発電用原子炉に係る新規規制基準案については、平成25年2月に実施した、(1)従来の設計基準の強化、(2)重大事故(シビアアクシデント)対策等に関する基準、(3)地震及び津波に対する設計基準の3つの骨子案についてのパブリックコメントの結果を踏まえて、4月3日の委員会において骨子を確定させた。この骨子及び発電用原子炉の安全規制の制度整備に関する検討チームでの検討結果に基づき関係規則、告示、内規の条文案を作成し、4月11日からパブリックコメントを開始した(募集期間は5月10日まで)。また、新規規制基準案を踏まえ、関西電力大飯発電所3・4号機の現状の評価を行うため、4月19日に第1回評価会合を開催した。

平成25年12月18日までに施行することとされている核燃料施設等の新規規制基準については、更田委員、外部有識者、原子力規制庁職員、原子力安全基盤機構職員及び日本原子力研究開発機構安全研究センター事務局から成る「核燃料施設等の新規規制基準に関する検討チーム」において、検討を開始した。平成25年4月15日及び16日に開催された検討チームでは、新規規制基準検討の基本方針、使用済燃料再処理施設や核燃料加工施設等の各種施設の概要、施設種別の新規規制基準の考え方等について議論された。

原子力災害対策指針については、「緊急時モニタリングの在り方に関する検討チーム」等における検討の結果を踏まえ、緊急時モニタリングの実施体制や、安定ヨウ素剤の事前配布の方法等の具体化を図る改定案について、平成25年4月10日からパブリックコメントを開始した(募集期間は5月9日まで)。

敷地内破砕帯の調査については、4月18日に東北電力東通原子力発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合を、4月24日に敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合を開催し、評価書の取りまとめに向けた審議を行った。



## 参考資料 審議会・検討チーム等名簿<sup>27</sup>

### 新規制基準の策定関係

- 発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム
- 発電用原子炉施設の新安全規制の制度整備に関する検討チーム
- 発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる規制基準に関する検討チーム
- 核燃料施設等の新規制基準に関する検討チーム

### 原子力災害対策関係

- 原子力災害事前対策等に関する検討チーム
- 緊急被ばく医療に関する検討チーム
- 緊急時モニタリングの在り方に関する検討チーム

### 原子力発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合

- 大飯発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合
- 敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合
- 東北電力東通原子力発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合

### 特定の施設関係

- 特定原子力施設監視・評価検討会
- 東京電力福島第一原子力発電所における事故分析に係る検討会
- 浜岡原子力発電所 5号機の海水流入事象に関する監視・評価検討会

### その他

- 東京電力福島第一原子力発電所事故による住民の健康管理のあり方に関する検討チーム
- 核セキュリティに関する検討会
- 技術情報検討会
- 原子力規制委員会政策評価懇談会
- 原子力規制委員会独立行政法人評価委員会

---

<sup>27</sup> 委員等の肩書きは、平成 25 年 3 月 31 日現在のものである

### 発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム

担当委員	更田 豊志	原子力規制委員会委員
外部有識者	阿部 豊	筑波大学大学院教授
	勝田 忠広	明治大学法学部教授
	杉山 智之	(独) 日本原子力研究開発機構 安全研究センター燃料安全研究グループ研究主幹
	山口 彰	大阪大学大学院工学研究科教授
	山本 章夫	名古屋大学大学院工学研究科教授
	渡邊 憲夫	(独) 日本原子力研究開発機構安全研究センター研究主席
原子力規制庁	櫻田 道夫	審議官
	安井 正也	緊急事態対策監
	山形 浩史	重大事故対策基準統括調整官
	山田 知穂	技術基盤課長
	山本 哲也	審議官
原子力安全基盤機構	阿部 清治	技術参与
	梶本 光廣	原子力システム安全部次長
	平野 雅司	総括参事
	舟山 京子	原子力システム安全部放射線・水化学グループリーダー

### 発電用原子炉施設の新安全規制の制度整備に関する検討チーム

担当委員	更田 豊志	原子力規制委員会委員
外部有識者	飯塚 悦功	東京大学大学院工学系研究科上席研究員
	勝田 忠広	明治大学法学部准教授
	越塚 誠一	東京大学大学院工学系研究科教授
	杉本 純	京都大学大学院工学研究科教授
	山口 恭弘	(独) 日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター原子力科学研究所放射線管理部部長
	米岡 優子	品質保証システム第三者認証機関元役員
	渡邊 憲夫	(独) 日本原子力研究開発機構安全研究センター研究主席
原子力規制庁	山本 哲也	審議官
	山田 知穂	技術基盤課長
	小川 明彦	安全規制調整官
	浦野 宗一	安全規制調整官
原子力安全基盤機構	平野 雅司	総括参事
	新田見 実雄	技術参与
	木口 高志	技術参与



### 発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる規制基準に関する検討チーム

担当委員	島崎 邦彦	原子力規制委員会委員
外部有識者	釜江 克宏	京都大学原子炉実験所 附属安全原子力システム研究センター教授
	高田 毅士	東京大学大学院工学系研究科教授
	谷 和夫	(独) 防災科学技術研究所 減災実験研究領域兵庫耐震工学研究センター研究員
	谷岡 勇市郎	北海道大学大学院理学研究院 附属地震火山研究観測センター教授
	平石 哲也	京都大学大学院防災研究所附属流域災害研究センター教授
	和田 章	東京工業大学名誉教授
	鈴木 康弘	名古屋大学減災連携研究センター教授
	高橋 重雄	(独) 港湾技術研究所理事長
	徳山 英一	高知大学海洋コア総合研究センターセンター長
	中井 正一	千葉大学大学院工学研究科教授
	藤原 広行	(独) 防災科学技術研究所社会防災システム研究領域領域長
原子力規制庁	櫻田 道夫	審議官
原子力安全基盤機構	高松 直丘	耐震安全部次長

### 核燃料施設等の新規規制基準に関する検討チーム

担当委員	更田 豊志	原子力規制委員会委員
外部有識者	井口 哲夫	名古屋大学大学院工学研究科教授
	大江 俊昭	東海大学原子力工学科教授
	勝田 忠広	明治大学法学部准教授
	越塚 誠一	東京大学大学院工学系研究科教授
	山本 章夫	名古屋大学大学院工学研究科教授
原子力規制庁	黒村 晋三	安全規制調整官 (試験炉・使用・加工担当)
	小原 薫	技術基盤課原子力安全基準統括調整官 (廃棄物・貯蔵・輸送担当)
	櫻田 道夫	審議官
	信濃 正範	技術基盤課原子力安全基準統括調整官 (試験研究炉・再処理・加工・使用担当)
	島根 義幸	安全規制調整官 (廃棄物管理・廃止措置担当)
	武山 松次	企画調査官 (廃棄物埋設・貯蔵・輸送担当)
	中矢 隆夫	研究炉・使用施設規制企画官
	西村 正美	安全規制調整官 (再処理・加工担当)
	安井 正也	緊急事態対策監
原子力安全基盤機構	阿部 清治	技術参与
	加藤 正美	核燃料廃棄物安全部長
	松本 史朗	技術顧問
日本原子力 研究開発機構 安全研究センター	内山 軍藏	サイクル施設等安全研究ユニット長
	前田 敏克	廃棄物安全研究グループ研究主幹
	吉田 一雄	リスク評価・防災研究グループ研究主幹

## 原子力災害事前対策等に関する検討チーム

担当委員	中村 佳代子	原子力規制委員会委員
	更田 豊志	原子力規制委員会委員
有識者	本間 俊充	(独) 日本原子力研究開発機構安全研究センター長
	渡邊 憲夫	(独) 日本原子力研究開発機構安全研究センター研究主席
	立崎 英夫	(独) 放射線医学総合研究所 緊急被ばく医療研究センター被ばく医療部障害診断室室長
	木村 秀樹	青森県原子力センター所長
	梶本 和義	高エネルギー加速器研究機構教授
	下 道國	藤田保健衛生大学客員教授
原子力規制庁	黒木 慶英	原子力地域安全総括官
	安井 正也	緊急事態対策監
	金子 修一	原子力防災課長
	室石 泰弘	監視情報課長
原子力安全基盤機構	齊藤 実	緊急事態対策部長
	宮木 和美	緊急事態対策部審議役
	梶本 光廣	原子力安全システム安全部次長

## 緊急被ばく医療に関する検討チーム

担当委員	中村 佳代子	原子力規制委員会委員
外部有識者	明石 真言	(独) 放射線医学総合研究所理事
	浅利 靖	弘前大学大学院医学研究科教授 医学部附属病院高度救命救急センター長
	鈴木 元	国際医療福祉大学教授
	細井 義夫	広島大学緊急被ばく医療推進センター副センター長
	山口 芳裕	杏林大学医学部附属病院高度救命救急センター長
	横山 邦彦	公立松任石川中央病院副院長、PET センター長

## 緊急時モニタリングの在り方に関する検討チーム

担当委員	中村 佳代子	原子力規制委員会委員
外部有識者	小田島 正	福島県原子力センター主任主査
	前川 素一	福井県原子力環境監視センター所長
	片桐 裕実	(独) 日本原子力研究開発機構 原子力緊急時支援・研修センター センター長
	廣瀬 勝己	上智大学客員教授 (元 気象庁気象研究所地球科学研究部部長)
原子力規制庁	黒木 慶英	原子力地域安全総括官
	室石 泰弘	監視情報課長
	橋本 周	監視情報課課長補佐
	金子 修一	原子力防災課長

### 大飯発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合

担当委員	島崎 邦彦	原子力規制委員会委員
外部有識者	岡田 篤正	立命館大学グローバル・イノベーション研究機構 (歴史都市防災研究センター) 教授
	重松 紀生	(独) 産業技術総合研究所 活断層地震研究センター地震素過程研究チーム主任研究員
	廣内 大助	信州大学教育学部准教授
	渡辺 満久	東洋大学社会学部教授

### 敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合

担当委員	島崎 邦彦	原子力規制委員会委員
外部有識者	鈴木 康弘	名古屋大学減災連携研究センター教授
	堤 浩之	京都大学大学院理学研究科准教授
	藤本 光一郎	東京学芸大学教育学部准教授
	宮内 崇裕	千葉大学大学院理学研究科教授

### 東北電力東通原子力発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合

担当委員	島崎 邦彦	原子力規制委員会委員
外部有識者	栗田 泰夫	(独) 産業技術総合研究所 活断層・地震研究センター主任研究員
	金田 平太郎	千葉大学大学院理学研究科准教授
	熊木 洋太	専修大学文学部教授
	佐藤 比呂志	東京大学地震研究所教授

### 特定原子力施設監視・評価検討会

担当委員	更田 豊志	原子力規制委員会委員
外部有識者	阿部 弘亨	東北大学金属材料研究所教授
	井口 哲夫	名古屋大学大学院工学研究科教授
	大津留 晶	福島県立医科大学教授
	橘高 義典	首都大学東京大学院都市環境科学研究科教授
	高木 郁二	京都大学大学院工学研究科教授
	角山 茂章	会津大学理事長、学長
	林 康裕	京都大学大学院工学研究科教授
	東 之弘	いわき明星大学科学技術学部教授
	山本 章夫	名古屋大学大学院工学研究科教授
	渡邊 明	福島大学大学院共生システム理工学研究科教授
原子力規制庁	山本 哲也	審議官
	金城 慎司	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長
原子力安全基盤機構	平野 雅司	総括参事

### 東京電力福島第一原子力発電所における事故分析に係る検討会

担当委員	更田 豊志	原子力規制委員会委員
外部有識者	橘高 義典	首都大学東京大学院教授
	久木田 豊	名古屋大学名誉教授
	高木 郁二	京都大学大学院教授
	高田 毅士	東京大学大学院教授
	奈良林 直	北海道大学大学院教授
原子力安全基盤機構	平野 雅司	総括参事
	阿部 清治	技術参与
	小林 正英	品質管理推進室長 他
日本原子力 研究開発機構 安全研究センター	与能本 泰介	研究主席
	丸山 結	リスク評価・防災研究グループ グループリーダー
原子力規制庁	安井 正也	緊急事態対策監
	山本 哲也	審議官
	大村 哲臣	安全規制管理官 (BWR 担当) 他

### 浜岡原子力発電所 5号機の海水流入事象に関する監視・評価検討会

担当委員	更田 豊志	原子力規制委員会委員
外部有識者	勝村 庸介	東京大学大学院工学系研究科教授
	酒井 潤一	早稲田大学理工学術院教授
	柴田 俊夫	大阪大学名誉教授
原子力規制庁	山本 哲也	審議官
	大村 哲臣	安全規制管理官 (BWR 担当)
	米山 弘光	安全規制管理官 (BWR 担当) 付 安全規制調整官
	忠内 厳大	安全規制管理官 (BWR 担当) 付 管理官補佐

### 東京電力福島第一原子力発電所事故による住民の健康管理のあり方に関する検討チーム

担当委員	中村 佳代子	原子力規制委員会委員
外部有識者	大津留 晶	福島県立医科大学教授
	小笹 晃太郎	(公財)放射線影響研究所疫学部長
	木田 光一	(社)福島県医師会副会長
原子力規制庁	室石 泰弘	監視情報課長

## 核セキュリティに関する検討会

担当委員	大島 賢三	原子力規制委員会委員
外部有識者	秋山 信将	一橋大学国際・公共政策研究部教授
	板橋 功	(公財) 公共政策調査会第1研究室長
	一政 祐行	防衛省防衛研究所防衛教官
	今井 秀政	(株) 日本海洋科学顧問
	岩橋 修	全日本空輸(株) 常勤顧問
	小田野 直光	(独) 海上技術安全研究所海洋リスク評価系長
	櫻井 敬子	学習院大学法学部教授
	内藤 香	(公財) 核物質管理センター理事長
	米原 英典	(独) 放射線医学総合研究所 放射線防護研究センター規制科学研究プログラムリーダー
原子力規制庁	黒木 慶英	原子力地域安全総括官
	金子 修一	原子力防災課長
	杉本 伸正	原子力防災課核物質防護室長

## 技術情報検討会

担当委員	更田 豊志	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	安井 正也	緊急事態対策監
	櫻田 道夫	審議官
	山本 哲也	審議官
	山田 知穂	技術基盤課長
	大村 哲臣	安全規制管理官 (BWR 担当)
	市村 知也	安全規制管理官 (PWR・新型炉担当)
	信濃 正範	安全規制管理官 (試験研究炉・再処理・加工・使用担当)
	小原 薫	安全規制管理官 (廃棄物・貯蔵・輸送担当)
	小林 勝	安全規制管理官 (地震・津波安全対策担当)
	古金谷 敏之	原子力防災課事故対処室長
原子力安全基盤機構	佐藤 昇平	総括参事
	平野 雅司	総括参事
	野口 哲男	企画部長
	堀野 知志	耐震安全部長
	加藤 正美	核燃料廃棄物安全部長
	佐藤 昇平	原子力システム安全部長 ((兼) 総括参事)
	長谷部 新一	検査評価部長

## 原子力規制委員会政策評価懇談会

外部有識者	飯塚 悦功	東京大学大学院工学系研究科上席研究員
	城山 英明	東京大学政策ビジョン研究センター長 法学政治学研究科教授
	鈴木 基之	東京大学名誉教授東京工業大学監事
	田尾 健二郎	前国家公安委員、元広島高等裁判所長官
	町 亞聖	フリージャーナリスト

原子力規制委員会独立行政法人評価委員会

委員	今村 恵子	聖マリアンナ医科大学医学部客員教授
	遠藤 怜	(株) ジャムコ顧問
	小笠原 直	監査法人アヴァンティア法人代表、代表社員
	東嶋 和子	科学ジャーナリスト
	山本 章夫	名古屋大学大学院工学研究科教授
臨時委員	阿部 正文	福島県立医科大学理事・副学長
	平井 昭司	東京都市大学名誉教授
	吉井 博明	東京経済大学コミュニケーション学部教授